第63期 定時株主総会

招集ご通知

開催日時

2018年 **3** 月**25**日（日曜日）
午後１時（受付開始：午後12時30分）

開催場所

東京都港区台場一丁目9番１号
ヒルトン東京お台場　１階「オリオン」

第１号議案　取締役6名選任の件
第２号議案　業績達成条件付新株予約権を発行する件

本年より、株主総会当日にお配りしておりましたお土産は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。,

目　次

招集ご通知

第63期定時株主総会招集ご通知 …… 1

議決権行使等についてのご案内

株主総会参考書類

第１号議案　取締役６名選任の件 …… 3
第２号議案　業績達成条件付新株予約権を発行する件 …… 8

招集通知提供書面

事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項 …… 13
2. 会社の状況に関する事項 …… 26

連結計算書類 …… 40
計算書類 …… 51
監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告 …… 59
計算書類に係る会計監査報告 …… 60
監査委員会の監査報告 …… 61

株主メモ …… 62

スミダコーポレーション株式会社
証券コード：6817

株 主 各 位

（証券コード：6817）
2018年3月2日

東京都中央区晴海一丁目８番１０号
晴海アイランドトリトンスクエア　オフィスタワーX棟14階

スミダコーポレーション株式会社

取締役 兼 代表執行役CEO　**八幡　滋行**

第63期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第63期定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、次頁のご案内に従って、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1 日　　時	2018年３月25日（日）午後１時 **（受付開始は午後12時30分）**	
2 場　　所	東京都港区台場一丁目９番１号 **ヒルトン東京お台場 １階「オリオン」**	
3 株主総会の目的事項	**報告事項**	1. 第63期（2017年１月１日から2017年12月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第63期（2017年１月１日から2017年12月31日まで） 計算書類報告の件
	決議事項	第１号議案　取締役6名選任の件 第２号議案　業績達成条件付新株予約権を発行する件
4 招集にあたっての決定事項	⑴ 議決権行使書またはインターネットによる議決権行使の際に、議案に対し賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして会社は取扱います。 ⑵ インターネットにより議決権行使をされた株主様につきましては、議決権行使書用紙をご返送いただいた場合でも、インターネットによる議決権行使を株主様の意思表示として会社は取扱います。 ⑶ 議決権行使書のご返送は2018年３月23日（金）午後5時までに到着するようにご投函ください。 ⑷ インターネットによる議決権行使は2018年３月23日（金）午後5時までに行使してください。 ⑸ 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の日の３日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により会社にご提出ください。	

＊当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にてご提出くださいますようお願い申しあげます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申しあげます。
＊本招集ご通知の内容については、早期に情報を提供する観点から、本通知発送前に当社ウェブサイトに開示いたしました。
＊株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス**http://www.sumida.com**）に掲載させていただきます。
＊本総会終了後、会社説明会、懇談会等は予定しておりません。予めご了承のほどお願い申しあげます。

以　上

議決権行使等についてのご案内

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎当社では、定款第17条の定めにより、代理人により議決権を行使される場合は他の議決権を有する株主様１名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面（委任状）をご提出ください。
◎当日ご出席願えない場合は、次のいずれかの方法により議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

郵送で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限　2018年3月23日（金曜日）午後5時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限　2018年3月23日（金曜日）午後5時まで

① 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、電話代等の通信料金とプロバイダへの接続料金は株主様のご負担となりますのでご了承ください。

② 携帯電話またはスマートフォンを用いられる場合、機種によってはご利用いただけない場合がありますのでご了承ください。

③ インターネットによる方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを株主様の意思表示として会社は取扱います。

インターネットによる議決権の行使につきましては、下記にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。
株主名簿管理人：三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（フリーダイヤル）　受付時間 午前9時～午後9時

（機関投資家の皆様へ）
株式会社ICJが運営する議決権行使プラットフォーム（いわゆる東証プラットフォーム）の利用を申し込まれた場合には、上記のほか、インターネットによる議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

株主総会参考書類

第１号議案　取締役６名選任の件

取締役６名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、指名委員会の決定に基づき社外取締役５名を含む取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであり、このうち、佐藤穣治氏、歐陽伯康氏、諸江幸祐氏、加藤厚氏、ミヒャエルミュールバイエル氏の５名が、会社法施行規則第２条第３項第７号に定める社外取締役候補者であります。

【参考】候補者一覧

候補者番号	氏名	当社における地位、担当	
1	八幡（やわた） 滋行（しげゆき）	取締役（取締役会議長）、代表執行役CEO、リスクマネージメント委員会議長	再任
2	佐藤（さとう） 穣治（じょうじ）	取締役、監査委員	再任 社外 独立
3	歐陽（アウヤン） 伯康（パクホン）	取締役、指名委員会議長、報酬委員会議長	再任 社外 独立
4	諸江（もろえ） 幸祐（ゆきひろ）	取締役、監査委員、指名委員、報酬委員	再任 社外 独立
5	加藤（かとう） 厚（あつし）	取締役、監査委員会議長、リスクマネージメント委員	再任 社外 独立
6	ミヒャエル ミュールバイエル	取締役、指名委員、報酬委員	再任 社外 独立

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1 再任	 八幡（やわた）　滋行（しげゆき） （1951年10月28日生） （2017年度） ［取締役会への出席状況］ 6回中6回	（略歴） 1977年11月　当社入社 1988年３月　当社取締役 1990年３月　当社代表取締役専務 1991年４月　当社代表取締役副社長 1992年３月　当社代表取締役社長 2003年４月　当社取締役、代表執行役CEO（現任） （地位および担当） 取締役（取締役会議長）、代表執行役CEO、 リスクマネージメント委員会議長 （重要な兼職の状況） SUMIDA Europe GmbH 代表取締役	258,000株

《取締役候補者の選任理由》
八幡滋行氏は当社グループの事業経営に携わるとともに、グローバル展開を進める等豊富な経験と実績を有しています。同氏を取締役候補者とした理由は、代表執行役CEOとして当社経営を担っており、電子部品業界に精通した知見をもとに、引き続き取締役会の機能を強化することを期待したためです。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
2 再任 社外 独立	 佐藤（さとう）　穣治（じょうじ） （1953年11月20日生） （2017年度） ［取締役会への出席状況］ 6回中6回	（略歴） 1982年４月　中央クーパース＆ライブランド・アソシエイツ・インク入社 1985年９月　英国クーパース＆ライブランド（現 プライスウォーターハウスクーパース）ロンドン事務所 出向 1989年10月　同事務所 パートナー（国際法人税務部門） 1995年７月　同事務所 リードパートナー（ヨーロッパ・中東・アフリカにおけるジャパニーズビジネスグループ） 2002年７月　英国プライスウォーターハウスクーパースセントラルクラスター（ヨーロッパ・中東・アフリカ・インド）ジャパニーズビジネスネットワーク運営委員会議長 2012年５月　プライスウォーターハウスクーパース㈱ エグゼクティブ・シニア・ディレクター（グローバルジャパニーズビジネス） 2013年３月　当社社外取締役（現任） （地位および担当） 取締役、監査委員	0株

《社外取締役候補者の選任理由》
佐藤穣治氏は長年にわたりグローバル企業の税務および投資に関するアドバイス実務に携わっており、英国プライスウォーターハウスクーパースにおいてパートナーなどの役職を歴任しました。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴、特に会計および税務分野において培われた経営に関する知識・経験に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためです。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって５年間です。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3 再任 社外 独立	 欧陽　伯康（アウヤン　パクホン） （1967年12月24日生） （2017年度） ［取締役会への出席状況］ 6回中6回	（略歴） 1991年９月　Computime Group Limited 入社 2002年９月　同社CEO 2009年11月　Vida Nova Ventures チェアマン 2010年７月　Touchmedia Co-CEO & エグゼクティブ・ディレクター 2013年３月　当社社外取締役（現任） 2015年12月　Altis Technology Limited CEO（現任） （地位および担当） 取締役、指名委員会議長、報酬委員会議長 （重要な兼職の状況） Altis Technology Limited CEO Grayhill Hong Kong Company Limited 社外取締役 QVIVO Limited 取締役 Greenlink Global Limited 取締役	0株

《社外取締役候補者の選任理由》
歐陽伯康氏は電子制御製品を製造する香港Computime Group Limitedの経営に携わり、現在も中国・香港を中心とするアジア企業での経営・取締役を務めています。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴を通じて培われた経営者としての知識・経験およびアジア市場に関する見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためです。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって５年間です。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
4 再任 社外 独立	 諸江　幸祐（もろえ　ゆきひろ） （1955年7月18日生） （2017年度） ［取締役会への出席状況］ 6回中6回	（略歴） 1985年11月　野村證券㈱入社 1988年７月　ゴールドマン・サックス証券入社 1998年11月　同社マネージングディレクター 2008年８月　㈱YUMEキャピタル 代表取締役（現任） ㈱いとはんジャパン 代表取締役（現任） 2009年６月　オイシックス㈱ 社外監査役（現任） 2014年３月　当社社外取締役（現任） （地位および担当） 取締役、監査委員、指名委員、報酬委員 （重要な兼職の状況） ㈱YUMEキャピタル 代表取締役 ㈱いとはんジャパン 代表取締役 オイシックス㈱ 社外監査役	0株

《社外取締役候補者の選任理由》
諸江幸祐氏は長年にわたり金融業界で豊富な経験を重ね、現在では複数の会社で経営に携わり、取締役および社外監査役を務めています。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴を通じて培われた経験と見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためです。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって４年間です。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
5 再任 社外 独立	 加藤（かとう） 厚（あつし） （1943年4月14日生） （2017年度） ［取締役会への出席状況］ 6回中6回	（略歴） 1968年４月　税理士事務所開業 事務所長 1971年10月　クーパース&ライブランド 東京事務所入所 1983年７月　同事務所パートナー 1984年７月　合併により、中央監査法人（後の中央青山監査法人、プライスウォーターハウスクーパース メンバーファーム）代表社員 2001年７月　企業会計基準委員会（ASBJ）非常勤委員 2006年９月　あらた監査法人（現PwCあらた有限責任監査法人、プライスウォーターハウスクーパース メンバーファーム）代表社員 2007年２月　コントロール・ソリューションズインターナショナル㈱ 代表取締役社長 2009年４月　企業会計基準委員会（ASBJ）常勤委員 2010年４月　同委員会 常勤副委員長 2013年４月　公認会計士加藤厚事務所 公認会計士（現任） 2015年３月　当社社外取締役（現任） 2016年６月　ユニゾホールディングス㈱ 社外監査役（現任） （地位および担当） 取締役、監査委員会議長、リスクマネージメント委員 （重要な兼職の状況） 公認会計士加藤厚事務所、公認会計士 ユニゾホールディングス㈱ 社外監査役	0株

《社外取締役候補者の選任理由》
加藤厚氏は、長年にわたりグローバル企業の財務、監査、内部統制、IFRS（国際会計基準）等に関するアドバイス実務や活動に携わっており、クーパース&ライブランド（C&L）においてパートナーなどの役職を歴任しました。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴、特に会計および税務分野において培われた経営に関する知識・経験に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためです。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって３年間です。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
6 再任 社外 独立	 ミヒャエル ミュールバイエル （1955年2月22日生） （2017年度） ［取締役会への出席状況］ 6回中6回	（略歴） 1985年10月　Daimler AG入社 1994年４月　同社グループのMTU Friedrichshafen GmbH 財務管理課長 1997年４月　同社グループのTEMIC TELEFUNKEN Mikroelektronik GmbH エグゼクティブ・バイスプレジデント 1998年11月　同社グループの米国Mercedes-Benz Credit Corp ニューヨーク事務所 エグゼクティブ・バイスプレジデント 1998年11月　米国Chrysler Financial Corp デトロイト事務所 エグゼクティブ・バイスプレジデント 2000年８月　DaimlerChrysler AG （財務）シニア・バイスプレジデント 2005年７月　Daimler AG （IR&財務）シニア・バイスプレジデント 2015年３月　当社社外取締役（現任） （地位および担当） 取締役、指名委員、報酬委員	0株

《社外取締役候補者の選任理由》
ミヒャエル ミュールバイエル氏は長年にわたりドイツの自動車メーカーのDaimler AGの財務に携わりました。同氏を社外取締役候補者とした理由は、その経歴、特に財務分野において培われた経営者としての知識、経験、自動車・電機業界および欧州・米国市場に関する見識に基づく経営の監督とチェック機能を期待したためです。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任期間は本総会終結の時をもって３年間です。

（注）1. SUMIDA Europe GmbHは当社の子会社であり、当社は当該会社に対し資金の貸付等を行っています。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 社外取締役候補者の佐藤穣治氏、歐陽伯康氏、諸江幸祐氏、加藤厚氏、ミヒャエル ミュールバイエル氏の５名が原案どおり選任された場合は東京証券取引所の定めに基づく独立役員になる予定であります。

八幡滋行氏、佐藤穣治氏、歐陽伯康氏、諸江幸祐氏、加藤厚氏およびミヒャエル ミュールバイエル氏の６名については、スミダグループに対し、取締役として経営の基本方針の決定および業務執行の監督等に十分な役割を果たしており、引き続き取締役として重任をお願いするものであります。

社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性および社外取締役との責任限定契約については次のとおりです。

⑴ 社外取締役候補者の選任理由について

当社は指名委員会等設置会社です。指名委員会等設置会社は、取締役会は経営の監督に特化するとともに、社外取締役が過半数を占める委員会を設置して経営の透明性の向上を図り、業務執行に専従する機関として執行役を置き、「経営の監督」と「業務執行」を明確に分離し、両者を有効に機能させる組織機構です。そのため指名委員会等設置会社では複数の社外取締役を選任する必要がありますが、当社では取締役会の一層の機能の強化を目指し、取締役の過半数を社外取締役とすることにしており、５名の選任をお願いするものです。

⑵ 社外取締役候補者の独立性について

① 社外取締役候補者は、いずれも過去に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者になったことはありません。

② 社外取締役候補者は、いずれも過去に当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受けたことはなく、今後も受ける予定はありません。

③ 社外取締役候補者は、いずれも当社または当社の特定関係事業者の業務執行者と三親等以内の親族関係はありません。

⑶ 社外取締役との責任限定契約について

当社は現に当社の社外取締役候補者である佐藤穣治氏、歐陽伯康氏、諸江幸祐氏、加藤厚氏およびミヒャエル ミュールバイエル氏との間で責任限定契約を締結しています。（契約の内容の概要は事業報告の32頁に記載のとおりです。）各氏の再任が承認された場合、当社は各氏と上記責任限定契約を継続する予定であります。

第２号議案　業績達成条件付新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社子会社の取締役および従業員にストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を、当社取締役会または取締役会の決議により委任を受けた当社執行役に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

１．特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社グループが2018年12月期から2021年12月期までの４ヵ年期間とする中期経営計画を策定し、この中期経営計画における目標の達成、持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、当社子会社の役職員の意欲および士気を一層向上させることを目的として中期インセンティブプランとして、当社子会社の取締役および使用人に対し、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を１株当たり１円とする新株予約権を無償で発行するものであります。

なお、新株予約権は、下記２．（３）「⑧新株予約権の行使の条件」に定めるとおり、当社グループの中期経営計画における業績目標を一定以上達成した場合のみその達成の程度に応じて権利行使を可能とするもので、新株予約権の付与対象となる当社子会社の取締役および使用人が業績目標に対してコミットメントを負う内容になっています。

また、新株予約権の行使を受けた時点で当社が自己株式を保有している場合には、新株発行によるのでなく出来る限り自己株式を交付する方針であります。

２．本総会の決定に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容および数の上限並びに払込みに関する事項

（１）その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の数の上限

下記（３）に定める内容の新株予約権の総数は2,800個を上限といたします。

なお、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、普通株式28万株を上限とし、下記（３）①により新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に新株予約権の上限数を乗じた数といたします。

（２）その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の払込金額

新株予約権は、無償で発行することとし、金銭の払込みを要しないこととといたします。

（３）その委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権の内容

①新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」といいます。）は100株といたします。

なお、株主総会における決議の日（以下、「決議日」といいます。）後に、当社が当社普通株式の株式分割（株式無償割当てを含みます。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割、または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数

は、これを切り捨てるものといたします。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合等付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合併比率等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数の適切な調整を行うことができるものといたします。

②新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権１個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」といいます。）である１円に付与株式数を乗じた金額といたします。なお、決議日後に、当社が当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により行使価額の調整を行い、調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げることといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合等行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合併比率等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額の適切な調整を行うことができるものといたします。

③新株予約権を行使することができる期間

2022年４月１日から2032年３月31日まで

④新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

（ア）新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものといたします。

（イ）新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（ア）記載の資本金等増加限度額から上記（ア）に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。

⑤新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものといたします。

⑥新株予約権の取得事由

（ア）当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案、当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要する旨の定めを設ける定款変更承認の議案または新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要する旨もしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得する旨の定めを設ける定款変更承認

の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会の決議または取締役会決議により委任を受けた当社執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会または取締役会の決議により委任を受けた当社執行役が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができるものといたします。

（イ）新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）または下記⑧（オ）に定める権利承継者が権利行使をする前に、下記⑧に定める規定その他の事由により新株予約権の行使ができなくなった場合、当社は、新株予約権を無償で取得することができるものといたします。

⑦組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することといたします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。ただし、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨が定められた場合に限ります。

（ア）交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものといたします。

（イ）新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式といたします。

（ウ）新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記①に準じて決定いたします。

（エ）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記②で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記（ウ）に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額といたします。

（オ）新株予約権の権利行使期間

上記③に定める新株予約権を行使することができる期間（以下、「権利行使期間」といいます。）の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から権利行使期間の満了日までといたします。

（カ）新株予約権の行使の条件

下記⑧に準じて決定いたします。

（キ）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記④に準じて決定いたします。

（ク）新株予約権の取得に関する事項

上記⑥に準じて決定いたします。

（ケ）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」といたします。）による承認を要するものといたします。

⑧新株予約権の行使の条件

（ア）新株予約権者は、（i）当社の2018年12月期から2021年12月期までの各事業年度（以下、「対象事業年度」といいます。）のうちいずれかの事業年度において、有価証券報告書における連結損益計算書に記載される営業利益の金額（以下、「業績判定水準」といいます。）が80億円以上となり、かつ、（ii）当社の2019年12月期から2021年12月期までの３事業年度における各親会社所有者帰属持分当期利益率の平均値が11パーセント以上となったときに限り、自己が保有する新株予約権の個数に行使可能割合（対象事業年度の各業績判定水準のうち最も大きい金額（100億円を超える場合は100億円とする。）の100億円に対する割合をいう。）を乗じて得た個数（１個未満の端数が生ずる場合には、当該端数を切り捨てる。）を限度として新株予約権を行使することができる。なお、参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

（イ）新株予約権者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位（以下、総称して「要件地位」といいます。）にあることを要します。

（ウ）新株予約権者は、新株予約権の行使時点で当社子会社の株主総会の取締役解任決議、当社または当社子会社の就業規則に基づく懲戒解雇の決定その他これらに準ずる事由がないことを要します。

（エ）新株予約権者が要件地位を喪失した場合でも、要件地位喪失の理由が、定年退職、契約上限年齢到達による退職、社命による退職、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）、またはこれらに準ずる理由による退任・退職であるときは、上記（イ）にかかわらず、要件地位喪失日または権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から２年が経過する日（ただし、権利行使期間の満了日までといたします。）までに限り、新株予約権を行使することができます。

（オ）新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めません。

（カ）各新株予約権１個未満の行使を行うことはできません。

⑨新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものといたします。

（4）新株予約権のその他の事項

上記の細目およびその他の新株予約権の募集事項については、当社取締役会または取締役会の決議により委任を受けた当社執行役が定めるものといたします。

(ご参考)

中期経営計画の目標達成、特続的な成長および中長期的な企業価値の向上に向けた中期インセンティブプランとして、当社執行役に対しても行使条件等を同様とする新株予約権の発行を予定しております。当社執行役に対する新株予約権は、ブラック・ショールズ･モデルを用いて算定される新株予約権の公正価格に各執行役に割り当てる新株予約権の個数を乗じて算出される金額を新株予約権の払込金額とするもの（なお、報酬委員会において、本議案が承認可決されることを条件として、各執行役に対して当該払込金額と同額の報酬を付与し、各執行役の当社に対する当該報酬請求権と当該払込金額の支払債務とを相殺します。また、執行役の個人別の報酬等の具体的内容として新株予約権の内容を上記２．（3）と同様とします。）のほか、目標達成について執行役が一層のコミットメントを負うことを目的として、新株予約権の公正価格であるモンテカルロ・シミュレーションによって算出される新株予約権の評価額を新株予約権の払込金額とするもの（執行役への報酬債権の付与を行わず、執行役が現実に払込みをなします。また、行使価額は付与決定直前の当社株価を参考にして決定します。行使価額を除き、行使条件その他の新株予約権の内容は上記２．（3）と同様とします。）も予定しております。

以　上

提供書面

事業報告　第63期（2017年1月1日から2017年12月31日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

（1）当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

本事業報告に記載の数値は国際会計基準（IFRS）ベースで表示しており、前連結会計年度の数値は、前連結会計年度に開示した日本基準の数値をIFRSに組替えて表示しております。

当連結会計年度の世界経済は、北朝鮮をめぐる地政学リスクや米国政権の政策動向等不透明な要因があったものの、先進国を中心とする堅調な景気拡大が続きました。米国は新車販売は伸び悩んだものの好調な個人消費に支えられ景気は堅調に推移し、また、欧州経済は反ＥＵ政治勢力の台頭懸念は後退し、個人消費が堅調に推移する中景気の緩やかな拡大が続きました。アジア経済は中国が堅調なインフラ投資等を背景に安定的な成長を続け、その他諸国も内需の堅調さを背景に安定した成長が続きました。

電子部品業界を見ますと、家電製品関連ではスマートフォン関連に底入れが見られ、また、インダストリー分野ではアジア・中国における賃金上昇や労働人口の減少懸念などから、自動車産業やスマートフォン関連での自動化ライン導入が増加する等設備投資関連向けが堅調に推移しました。車載関連では米国、中国の新車販売台数は昨年に比べ弱含みで推移するものの、欧州の新車販売台数は引き続き堅調に推移する中、安全性や快適性の拡充、安全基準や燃費基準などの規制強化への対応により自動車の電装部品の搭載率が上昇しています。

当社グループの当連結会計年度は前連結会計年度に比べ円安/米ドル高・ユーロ高（対米ドル期中平均為替レート：当連結会計年度112.28円、前連結会計年度109.31円、対ユーロ期中平均為替レート：当連結会計年度126.21円、前連結会計年度120.75円）で推移し、堅調な車載関連に加え、前連結会計年度低調であったスマートフォン関連、インダストリー分野では設備投資関連等が堅調に推移したこと等から、売上収益は前連結会計年度比11.2%増の90,153百万円となりました。増収効果があったものの、原材料価格の上昇等があったことから、営業利益は同0.8%減の6,217百万円となりました。税引前当期利益は同4.2%増の5,697百万円、親会社の所有者に帰属する当期利益は同22.9%増の4,504百万円となりました。

（報告セグメントの状況）

当連結会計年度における報告セグメントの状況は次のとおりであります。

1）アジア・パシフィック事業

アジア・パシフィック事業では、車載関連の需要が好調に推移し、スマートフォン向け製品も堅調であったことに加え、為替市場で円安/米ドル高が進んだこと等から、当連結会計年度の売上収益は前年同期比12.3%増の53,716百万円になりました。セグメント利益は同14.0%増の4,886百万円となりました。

2）ＥＵ事業

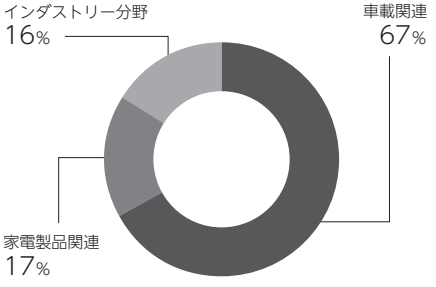
ＥＵ事業では、欧米の好調な新車販売に加え、車載の電装化が加速していること等から車載関連の需要が堅調に推移し、為替市場で円安/ユーロ高で推移したことで、当連結会計年度の売上収益は前年同期比9.7%増の36,437百万円となりました。銅価格上昇の影響等からセグメント利益は同21.5%減の2,329百万円となりました。

事業区分	売上収益
アジア・パシフィック事業	53,716百万円
ＥＵ事業	36,437百万円
合　　計	90,153百万円

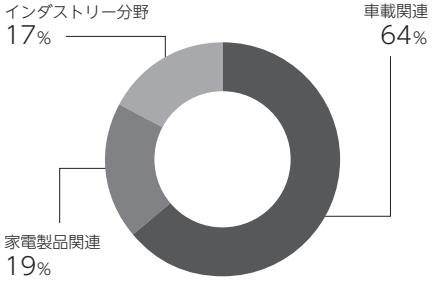
(ご参考)

市場別売上構成比を見ますと、インダストリー分野および家電製品関連の構成比が前連結会計年度から上昇しました。一方、車載関連の構成比が前連結会計年度から下がっています。

2016年12月期



2017年12月期



② 資金調達の状況

1)公募増資

当社グループでは、当連結会計年度におきまして、以下のとおり、公募増資およびオーバーアロットメントに係る第三者割当増資を行い、総額4,013百万円の資金調達を行いました。

区分	発行株式数	1株当たり払込金額	調達金額	払込期日
公募増資	2,562千株	1,146.68円	2,937百万円	2017年４月25日
第三者割当増資	938千株	1,146.68円	1,075百万円	2017年５月23日
合計	3,500千株		4,013百万円	

（注）調達金額には株式交付に係る諸費用を含んでおります

2)貸出コミットメント契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と相対型コミットメントライン契約を締結しており、また、取引銀行7行と貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末日における貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりです。

貸出コミットメント契約の総額	5,424百万円
借入実行残高	2,424
差引額	3,000百万円

3)マルチカレンシー・コミットメントライン契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を可能にするため、取引銀行５行とマルチカレンシー・コミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末日におけるマルチカレンシー・コミットメントライン借入未実行残高は、次のとおりであります。

マルチカレンシー・コミットメントライン契約の総額	5,000百万円
借入実行残高	－
差引額	5,000百万円

③ 設備投資の状況

当社グループは、生産の合理化と品質向上および需要増加に伴う設備増強ならびに研究開発を強化する目的で継続的に投資を行っています。当連結会計年度は新製品の開発および製造に係る恒常的な投資等に加え、旺盛な需要に対応するために車載関連設備の増強、中国における生産自動化、設備拡充等総投9,5111百万円の設備投資を行っています。

④ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

SUMIDA AG

株主の買取請求に応じ、当社グループの同社に対する保有株式比率が97.779%から97.781%となっています。なお、これにより同社グループ子会社に対する保有株式比率も増加しています。

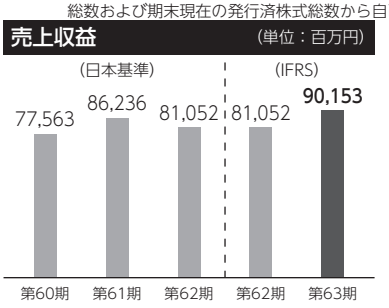
【国際会計基準（IFRS）の適用】

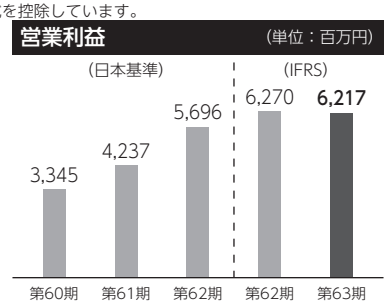
当社グループは、積極的なグローバル事業の展開による企業価値向上に資するために、基準とすべき会計および財務報告のあり方を検討した結果、資本市場における財務情報の国際的な比較、グループ内での会計処理の統一等を目的として、当連結会計年度より国際会計基準（IFRS）を適用しております。

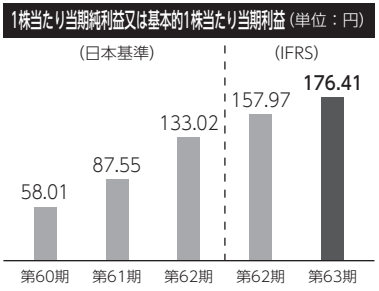
(2) 財産および損益の状況の推移

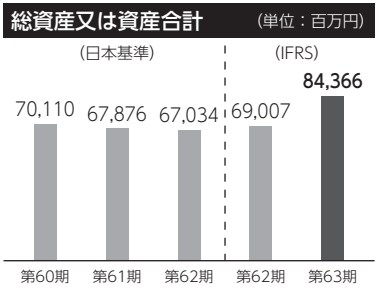
		第60期 (2014年12月期)	第61期 (2015年12月期)	第62期 (2016年12月期)		第63期 (当連結会計年度) (2017年12月期)
		日本基準	日本基準	日本基準	IFRS	IFRS
売上高又は売上収益	(百万円)	77,563	86,236	81,052	81,052	90,153
営業利益	(百万円)	3,345	4,237	5,696	6,270	6,217
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	1,346	2,032	3,087	3,666	4,504
1株当たり当期純利益又は基本的1株当たり当期利益	(円)	58.01	87.55	133.02	157.97	176.41
総資産又は資産合計	(百万円)	70,110	67,876	67,034	69,007	84,366
純資産又は資本合計	(百万円)	17,724	18,669	19,903	22,022	30,122
1株当たり純資産額又は1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	711.88	746.93	790.14	888.78	1,069.67
ROE(自己資本利益率又は親会社所有者帰属持分当期利益率)	(%)	9.0	12.0	17.3	18.5	18.3

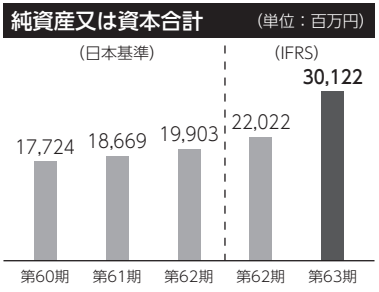
(注) 1．第63期より国際会計基準（IFRS）を適用して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第62期のIFRSに準拠した諸数値も併記しております。
(注) 2．科目等の表記が日本基準とIFRSで異なる場合は、両方を併記しております。
(注) 3．1株当たり当期純利益又は基本的1株当たり当期利益は、期中平均の発行済株式総数により、1株当たり純資産額又は1株当たり親会社所有者帰属持分は、期末現在の発行済株式総数により算出しています。
なお、1株当たり当期純利益又は基本的1株当たり当期利益および1株当たり純資産額又は1株当たり親会社所有者帰属持分の算出に際しては、期中平均の発行済株式総数および期末現在の発行済株式総数から自己株式を控除しています。

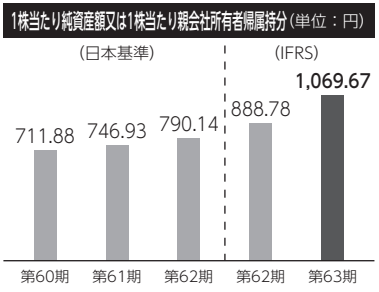












(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
スミダ電機株式会社	460,000 千円	100	コイルの製造・販売・研究開発
スミダコーポレートサービス株式会社	25,000 千円	100	グループ経営統括
スミダパワーテクノロジー株式会社	301,000 千円	100	コイルの製造・販売
東莞勝美達（太平）電機有限公司	305,000 千香港ドル	100（100）	コイルの製造
SUMIDA ELECTRIC（GUANGXI）CO., LTD.	17,561 千人民元	100（100）	コイルの製造
Sumida Electric（H. K.）Company Limited	255,000 千香港ドル	100（100）	コイルの製造・研究開発
SUMIDA TRADING PTE. LTD.	6,000 千シンガポールドル	100	コイルの販売
SUMIDA AMERICA COMPONENTS INC.	6,350 千米ドル	100	コイルの販売
SUMIDA TRADING（SHANGHAI）COMPANY LIMITED	8,070 千人民元	100（100）	コイルの販売
TAIWAN SUMIDA TRADING COMPANY LIMITED	30,000 千台湾ドル	100	コイルの販売
SUMIDA TRADING（KOREA）COMPANY LIMITED	2,000,000 千韓国ウォン	100	コイルの販売
SUMIDA Europe GmbH	25 千ユーロ	100	ＥＵ事業統括
SUMIDA Components GmbH	105 千ユーロ	97.8（97.8）	コイルの製造・販売
SUMIDA AG	7,344 千ユーロ	97.8（97.8）	EU事業の中間持株会社
SUMIDA Components & Modules GmbH	25 千ユーロ	97.8（97.8）	コイルの製造・販売・研究開発
SUMIDA EMS GmbH	25 千ユーロ	97.8（97.8）	EMSの統括会社
SUMIDA Lehesten GmbH	1,100 千ユーロ	97.8（97.8）	EMS
SUMIDA COMPONENTS DE MEXICO, S. A. DE C.V.	50 千メキシコペソ	72.3（72.3）	コイルの製造
SUMIDA ROMANIA S. R. L.	3,101 千ユーロ	97.8（97.8）	コイルの製造
SUMIDA electronic Shanghai Co., Ltd.	37,904 千人民元	97.8（97.8）	コイルの製造・販売
SUMIDA Slovenija, d. o. o.	503 千ユーロ	72.3（72.3）	コイルの製造
vogtronics GmbH	25 千ユーロ	72.3（72.3）	コイルの製造・販売
SUMIDA flexible connections GmbH	25 千ユーロ	97.8（97.8）	フラット・ケーブルの製造・販売

会社名	資本金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
SUMIDA FLEXIBLE CONNECTIONS ROMANIA S. R. L.	156 千ユーロ	97.8（97.8）	フラット・ケーブルの製造・販売
Sumida Electric（Thailand）Co., Ltd.	140,000 千タイバーツ	100	パワーエレクトロニクス関連コイルの開発・製造・販売
ISMART GLOBAL LIMITED	6,308 千ユーロ	100	中間持株会社
Sumida Finance B. V.	20 千ユーロ	100	金融統括会社
SUMIDA ELECTRONIC VIETNAM CO., LTD.	2,000 千米ドル	100	コイルの製造
Sumida Electric（Changde）Co., Ltd.	8,796 千人民元	100（100）	コイルの製造
Sumida Electric（JI'AN）Co., Ltd.	95,206 千人民元	100（100）	コイルの製造
Guangzhou Sumida Electric Co., Ltd.	129,394 千人民元	100（100）	コイルの製造
Sumida Technologies Inc.	200 千カナダドル	100	コイルの研究開発
SUMIDA Electronic SuQian Co., Ltd.	4,500 千人民元	97.8（97.8）	コイルの製造
SUMIDA ELECTRONIC QUANG NGAI CO., LTD.	2,000 千米ドル	100	コイルの製造
SUMIDA INSURANCE CORPORATION	5,000 千米ドル	100	グループ内保険の統括・管理

（注）1. 議決権比率の（ ）内の数字は間接所有比率です。

（注）2. 連結子会社であったSEC株式会社は、当連結会計年度においてスミダ電機株式会社に吸収合併されたことにより、連結の範囲から除外しております。

（注）3. Sumida Electric（JI'AN）Co., Ltd.は当事業年度中に増資を行いました。

（注）4. SUMIDA TRADING（KOREA）COMPANY LIMITEDは当事業年度中に増資を行いました。

（注）5. SUMIDA TRADING COMPANY LIMITEDは、平成28年１月１日付で全ての事業（コイルの販売）をSumida Electric（H. K.）Company Limitedに譲渡したため、重要な子会社から除外しております。

(4) 対処すべき課題

回復進む世界経済

北朝鮮をめぐる地政学リスクや米国政権の政策動向等不透明な要因があるものの、米国、中国経済の堅調さが欧州、日本に加え、資源価格の持ち直し等を背景に新興国にも波及しています。そうした中、中国がＥＶなどの販売をメーカーに義務付ける規制を発表し、欧州勢を中心に大手メーカーがＥＶの投入計画を相次いで発表したこと等から電子部品需要の拡大が期待されています。

① 企業価値向上

更なる売上/利益の成長を目指し、対象マーケットおよび製品ラインアップを拡充し、経営基盤の一層の強化を目指します。

(家電製品関連の強化、新規分野への取組み)

車載関連、インダストリー分野を更に成長させる一方で、コイル以外の製品関連市場の強化に取り組み、ビジネス拡大を図ります。また、コイル以外の分野でビジネスラインアップの拡大に取り組み、成長を促進させていきます。

車載関連分野ではEV/HEV、アクチュエータの領域に注力し、車載関連分野の更なる成長を図ります。また、インダストリー分野では、従来から注力してきた産業機器関連、RFID、メディカル/ヘルスケアに加え、新たにIoT分野への取組みを強化します。家電製品関連では従来から注力してきた製品に加え、メタルインダクターの製品ラインアップを見直し、拡販していきます。

(地域戦略)

新たに北米、インドを重点拡大拠点と位置付け、事業機能を拡充させていきます。北米では技術センターの拡充、製造拠点の拡充に取り組んでいきます。インドでは営業拠点の設立を足がかりに、技術サポート拠点、製造拠点の設立を進めていきます。

(製造戦略)

車載関連分野、家電製品関連分野強化を中心に高水準の設備投資を継続していきます。また、グローバル購買体制の一層の強化を図り、購買コストを削減していきます。従来製造拠点では賃金上昇を上回る生産性向上を実現させるため、設備投資を増加させていきます。

(更なる成長に向けて)

スミダグループの行動指針：グローバル、スピード、フォーカス

・グローバル
　市場、顧客のみならず、マネージメント、人員構成、製造部門など全ての面でより一層のグローバル化を図っていきます。

・スピード
　より迅速な対応および判断が出来る機動的組織にしていきます。

・フォーカス
　今後も電子部品にフォーカスするとともに、コイル以外の領域でのビジネス拡大を図ります。

(財務)

中期経営計画ステージⅢを支える内部管理、内部統制の仕組みの構築が完了

1．為替管理

（ア）ナチュラルヘッジ　製造と販売の通貨の統一

（イ） 香港法人にグループ各社の外国為替エクスポージャーを集約

2．会計システムの統一

（ア）グループ会社ほぼ全社に導入済み

3．海外グループ会社の内部統制強化

（ア）子会社単位の財務会計数値を業績評価に使わない

（イ）ビジネスユニットという子会社を跨いだ管理会計単位で収益性を管理

② コーポレートガバナンス強化への継続的な取組み

昨今日本で起きた企業の不祥事の事例に鑑みれば、コーポレートガバナンスに対する当社グループの姿勢は概ね適切であると改めて認識しています。経営の透明性および効率性を確保し、ステークホルダーの期待に応え、継続的に企業価値を高めていくことがコーポレートガバナンスの基本であり、経営の最重要課題の一つと位置づけています。特に、業務執行権限を大幅に委譲した「執行」「監督」分離体制の下でのガバナンスの役割は極めて重要であり、両者が効果的かつ効率的に機能する仕組みを常に追求し、より適切なガバナンスの実現を図っています。

③ 企業の社会的責任(Corporate Social Responsibility)の追求

企業の社会的責任もまた経営の最重要課題の一つです。現在、企業に求められる法的・経済的・社会的責任はより高次なものとなり、積極的な社会への貢献、具体的な行動が求められている現況下、誠実（integrity）、規律（discipline）、常識（common sense）という基本的な考え方に基づいた事業の遂行により社会的責任を果たしていくとともに、法務・コンプライアンス機能の強化、環境や社会問題への積極的な取組みを通じ、社会的な信頼を更に高めるべく様々な取組みに努めています。

(5) 主要な事業内容 (2017年12月31日現在)

事業内容	主要製品
アジア・パシフィック事業	DC/DCコンバータ用トランス、スイッチング電源用トランス、ストロボ用発振トランス、ノイズフィルターコイル、DC/DCコンバータユニット、パワーインダクタ、IFT/RFコイル、キーレスエントリーアンテナコイル、ADSL用モデムトランス、データ用ラインフィルター、アンテナコイル、映像用フィルター、信号用インダクタ、RF-ID、四方弁コイル、CCFL駆動用インバータトランス、ABSコイル、インジェクションコイル、アンテナコイル、センサーコイル、ノイズフィルター、カーエアコン用ソレノイド、高周波トランス、高周波チョークコイル、エッジワイズコイル、スティックコイル、HDD用モーターコイル、低周波トランス、高調波対策リアクタ、リアクトル、コモンモードコイル
ＥＵ事業	アンテナコイル、センサーコイル・モジュール、イグニッションコイル・モジュール、ノイズフィルター、xDSLスプリッターモジュール、DC/DCコンバータ用トランス、キーレスエントリーアンテナコイル、Xenonイグナイター、パワーステアリング用制御ユニット、GPSアンテナ、盗難防止用制御ユニット、ディーゼルエンジン用制御ユニット、パワーサプライ、高周波トランス、高周波チョークコイル、エッジワイズコイル、スティックコイル、HDD用モーターコイル、低周波トランス、高調波対策リアクタ、リアクトル、コモンモードコイル

(6) 当社グループの主要拠点等 (2017年12月31日現在)

本社	東京都中央区（当社）
事業統括	SUMIDA Europe GmbH（ドイツ）、SUMIDA AG（ドイツ）、スミダコーポレートサービス株式会社（東京都中央区）、Sumida Finance B. V.（オランダ）、SUMIDA INSURANCE CORPORATION（ミクロネシア）
国内営業拠点	スミダ電機株式会社（東京都中央区、埼玉県さいたま市、神奈川県川崎市、大阪市、名古屋市、宮城県名取市、長野県小諸市）、スミダパワーテクノロジー株式会社（長野県上田市）
海外営業拠点	Sumida Electric（H. K.）Company Limited（香港）、SUMIDA TRADING PTE. LTD.（シンガポール）、SUMIDA AMERICA COMPONENTS INC.（米国）、SUMIDA Components GmbH（ドイツ）、SUMIDA TRADING（SHANGHAI）COMPANY LIMITED（中国）、SUMIDA Components & Modules GmbH（ドイツ）、vogtronics GmbH（ドイツ）、SUMIDA Lehesten GmbH（ドイツ）、SUMIDA flexible connections GmbH（ドイツ）、SUMIDA TRADING (KOREA) COMPANY LIMITED (韓国)、TAIWAN SUMIDA TRADING COMPANY LIMITED（台湾）、Sumida Electric（Thailand）Co., Ltd.（タイ）、SUMIDA electronic Shanghai Co., Ltd.（中国）
国内生産拠点	スミダ電機株式会社（青森県むつ市）、スミダパワーテクノロジー株式会社（長野県上田市）
海外生産拠点	Sumida Electric（H. K.）Company Limited（香港）、東莞勝美達（太平）電機有限公司（中国）、SUMIDA Components GmbH（ドイツ）、SUMIDA Components & Modules GmbH（ドイツ）、SUMIDA ROMANIA S. R. L.（ルーマニア）、SUMIDA COMPONENTS DE MEXICO, S. A. DE C. V.（メキシコ）、SUMIDA Slovenija, d.o.o.（スロベニア）、SUMIDA Lehesten GmbH（ドイツ）、SUMIDA electronic Shanghai Co., Ltd.（中国）、SUMIDA flexible connections GmbH（ドイツ）、SUMIDA ELECTRIC（GUANGXI）CO., LTD.（中国）、Sumida Electric（Thailand）Co., Ltd.（タイ）、SUMIDA FLEXIBLE CONNECTIONS ROMANIA S. R. L.（ルーマニア）、SUMIDA ELECTRONIC VIETNAM CO., LTD.（ベトナム）、Sumida Electric（JI'AN）Co., Ltd.（中国）、Sumida Electric（Changde）Co., Ltd.（中国）、Guangzhou Sumida Electric Co., Ltd.（中国）、SUMIDA Electronic SuQian Co., Ltd.（中国）、SUMIDA ELECTRONIC QUANG NGAI CO., LTD.（ベトナム）
国内開発拠点	スミダ電機株式会社（宮城県名取市、東京都中央区、長野県小諸市）
海外開発拠点	Sumida Electric（H. K.）Company Limited（香港）、SUMIDA AMERICA COMPONENTS INC.（米国）、SUMIDA Components GmbH（ドイツ）、SUMIDA Components & Modules GmbH（ドイツ）、SUMIDA flexible connections GmbH（ドイツ）、Sumida Technologies Inc.（カナダ）

(7) 使用人の状況 (2017年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
アジア・パシフィック事業	16,901名	678名増
ＥＵ事業	3,603名	108名増
全社（共通）	102名	1名減
合　　計	20,606名	785名増

(注) 1. 使用人数は就業員数です。
2. 全社（共通）は本部機能およびサポート機能を持つスミダコーポレートサービス株式会社、Sumida Electric（H. K.）Company Limitedおよびスミダ電機株式会社のサービス部門に所属している使用人数を記載しています。
3. 使用人数には委託加工先の使用人数を含めて表示しています。

② 当社の使用人の状況

当社は純粋持株会社であり、使用人はいません。

(8) 主要な借入先の状況 (2017年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	11,634百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	9,298
株式会社みずほ銀行	3,319
株式会社りそな銀行	3,242
三井住友信託銀行株式会社	2,791

(9) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主への利益還元として、配当による利益の配分を最優先に考え、連結配当性向25%～30%を勘案した配当を実施することを基本方針としています。

当社は取締役会の決議により剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めており、年4回の配当を行うことを基本方針としています。

配当の支払方法につきましては、年間予定配当額を４分割した金額を四半期毎にお支払いします。また、連結業績を反映させるため、連結配当性向25%～30%に適応した配当額が年間配当額を上回った場合には、当該超過額を期末配当時に追加してお支払いする方針です。

内部留保資金は、財務体質の強化、ならびに将来の成長力の維持のために活用していく方針です。

当事業年度の剰余金の配当は、期初に年間予定配当額を１株につき24円とし、第１四半期から第３四半期まで各６円をお支払いしました。期末配当については、年間連結業績を反映した配当性向から算出した配当額が期初に決定した年間配当額24円を上回ったため、当該超過額を加えて２月９日に開催した取締役会で決議され、１株につき27円となりました。これにより、2017年度年間配当額は１株につき45円となります。

当事業年度に係る剰余金の配当の明細は以下のとおりであります。

取締役会決議日	該当四半期	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2017年４月27日	第１四半期	139	6.00	2017年３月31日	2017年５月31日
2017年７月28日	第２四半期	160	6.00	2017年６月30日	2017年８月25日
2017年10月27日	第３四半期	160	6.00	2017年９月30日	2017年11月30日
2018年２月９日	第４四半期	721	27.00	2017年12月31日	2018年３月５日

（注）当社は会社法第459条に基づき、３月31日、６月30日、９月30日、12月31日を基準日として、取締役会の決議により剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めています。

(10) その他企業集団の現況に関する重要事項

該当事項はありません。

2 会社の状況に関する事項

(1) 会社の株式に関する事項 (2017年12月31日現在)

① 発行可能株式総数 70,000,000株

② 発行済株式の総数 27,444,317株（自己株式を含む）

③ 当事業年度末の株主数 7,133名

④ 大株主（自己株式を除く上位10名）

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	7,333千株	27.46%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,065	7.73
ヤワタビル株式会社	1,112	4.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	693	2.60
Yawata Zaidan Limited	661	2.48
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140040	623	2.33
BBH BOSTON CUSTODIAN FOR JAPAN EQUITY PREMIUM FUND OF CREDIT SUISSE UNIVER620373	416	1.56
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	395	1.48
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	389	1.46
松　尾　政　和	374	1.40

(注) 1. 当社は、自己株式を734,541株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

当事業年度末日において、該当事項はありません。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

①当事業年度の末日において当社執行役５名が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

決議年月日	2015年４月20日
新株予約権の数（個）	1,700
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	――
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）　（注）1.	170,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1
新株予約権の行使期間	自　2018年３月27日 至　2021年３月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	発行価格　609.6（注）2. 資本組入額　（注）3.
新株予約権の行使の条件	（注）4.
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	――
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5.

（注）１．新株予約権１個当たりの目的である株式の数は100株です。
ただし、株式分割（株式無償割り当てを含みます。以下同じです。）または株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割、または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる１株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。
調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
また、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合等、付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合併比率等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数の適切な調整を行うことができるものとします。

２．発行価格は、行使時の払込金額１円と付与日におけるストック・オプションの公正な評価単価608.6円を合算しております。

３．（ア）新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。
（イ）新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記（ア）記載の資本金等増加限度額から上記（ア）に定める増加する資本金の額を減じた額とします。

４．（ア）新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出する2017年12月期に係る有価証券報告書に記載された同期間の連結損益計算書における親会社の所有者に帰属する当期純利益が26億円以上（以下、「数値目標」といいます。）を達成した場合に、それぞれの新株予約権者が割り当てを受けた新株予約権の個数を限度として、新株予約権を行使することができるものとします。なお、数値目標の達成率は考慮せず、上記内容の数値目標を達成した場合に限り行使できるものとします。

（イ）新株予約権者は、新株予約権の行使時まで継続して、当社の執行役または当社もしくは当社子会社の取締役もしくは従業員の地位（以下、総称して「要件地位」といいます。）にあることを要します。

（ウ）新株予約権者は、新株予約権の行使時点で当社または当社子会社の株主総会の取締役解任決議、当社または当社子会社の就業規則に基づく懲戒解雇の決定その他これらに準ずる事由がないことを要します。

（エ）新株予約権者が要件地位を喪失した場合でも、要件地位喪失の理由が、定年退職、契約上限年齢到達による退職、社命による退職、業務上の傷病による廃疾を主たる理由とする退職、やむを得ない事業上の都合による解雇（整理解雇）またはこれらに準ずる理由による退任・退職であるときは、上記（イ）にかかわらず、要件地位喪失日または権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から１年が経過する日（ただし、権利行使期間の満了日までとします。）までに限り、新株予約権を行使することができます。

（オ）新株予約権者が死亡したときは、その直前において、（Ⅰ）当該新株予約権者が上記（イ）および上記（ウ）の条件を満たしていた場合、または（Ⅱ）上記（エ）に基づき行使することができた場合には、その相続人は当該新株予約権を行使することができるものとします（当該新株予約権を行使することができる相続人を以下「権利承継者」といいます。）。ただし、権利承継者が行使することができる期間は、（Ⅰ）の場合は、当該新株予約権者の死亡の日または権利行使期間の開始日のいずれか遅い日から１年が経過する日（ただし、権利行使期間の満了日までとします。）までとし、（Ⅱ）の場合は、当該新株予約権者が上記（エ）に基づき行使することができるとされた期間と同一とします。

（カ）権利承継者が死亡した場合、その相続人は新株予約権を行使することができません。

（キ）新株予約権者または権利承継者は割り当てを受けた新株予約権を分割して行使することができません。

（ク）その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」の定めるところによります。

５．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限ります。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限ります。）または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限ります。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」といいます。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」といいます。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」といいます。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとします。ただし、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨が定められた場合に限ります。

（ア）交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。

（イ）新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とします。

（ウ）新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の種類」および「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定します。

（エ）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、本新株予約権の発行要綱で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に上記（ウ）に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とします。

（オ）新株予約権の権利行使期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間（以下、「権利行使期間」といいます。）の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から権利行使期間の満了日までとします。

（カ）新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定します。

（キ）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額」に準じて決定します。

（ク）新株予約権の取得に関する事項

本新株予約権の発行要綱に定める新株予約権の取得に関する事項に準じて決定します。

（ケ）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」といたします。）による承認を要するものとします。

②当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役および執行役の状況（2017年12月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役 兼代表執行役CEO	八幡滋行	取締役会議長、指名委員、報酬委員 リスクマネージメント委員会議長 SUMIDA Europe GmbH 代表取締役
取締役 （独立役員）	佐藤穣治	監査委員
取締役 （独立役員）	歐陽伯康	指名委員会議長、報酬委員会議長 Altis Technology Limited CEO Grayhill Hong Kong Company Limited 社外取締役 QVIVO Limited 取締役 Greenlink Global Limited 取締役
取締役 （独立役員）	諸江幸祐	監査委員、指名委員、報酬委員 ㈱YUMEキャピタル 代表取締役 ㈱いとはんジャパン 代表取締役 オイシックス㈱ 社外監査役
取締役 （独立役員）	加藤厚	監査委員会議長、リスクマネージメント委員 公認会計士加藤厚事務所 公認会計士 ユニゾホールディングス㈱ 社外監査役
取締役 （独立役員）	ﾐﾋｬｴﾙ ﾐｭｰﾙﾊﾞｲｴﾙ	指名委員、報酬委員
代表執行役社長	栖関智晴	リスクマネージメント委員 SUMIDA Europe GmbH 代表取締役
代表執行役CFO	本多慶行	リスクマネージメント委員 Sumida Finance B. V. 代表取締役 SUMIDA Europe GmbH 代表取締役 日本マクドナルドホールディングス㈱ 社外監査役
執行役	パウル・ホーフバウアー	SUMIDA Europe GmbH 代表取締役
執行役	大用貴俊	Sumida Electric（H. K.） Company Limited 代表取締役

（注）1. 取締役佐藤穣治氏、歐陽伯康氏、諸江幸祐氏、加藤厚氏およびﾐﾋｬｴﾙ ﾐｭｰﾙﾊﾞｲｴﾙ氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
2. 当社は社外取締役の佐藤穣治氏、歐陽伯康氏、諸江幸祐氏、加藤厚氏およびﾐﾋｬｴﾙ ﾐｭｰﾙﾊﾞｲｴﾙ氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 当社は法定委員会（指名、監査および報酬委員会）以外に任意でリスクマネージメント委員会を設置しています。

4. 監査委員の佐藤穣治氏は長年にわたりグローバル企業の税務および投資に関するアドバイス実務に携わり、また同委員の諸江幸祐氏は長年にわたり金融業界で豊富な経験を重ね、また複数の会社で経営に携わっており、また同委員の加藤厚氏は公認会計士であり、企業会計基準委員会常勤副委員長を務める等３氏とも財務および会計に関する相当程度の知見を有しています。
5. 監査委員は全員社外取締役であるため、常勤の監査委員を選定しておりません。常勤の監査委員はおりませんが、当社のみならず企業集団全体の内部統制を担当し、コンプライアンス、リスクマネージメントの各業務を統括するとともに、内部監査を行うコーポレートガバナンス・オフィスが監査委員会と連係して監査活動を行い、監査の実効性が確保されるようにしております。

② 当事業年度中に退任した取締役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状態
内　田　　荘　一　郎	2017年12月９日	辞任	社外取締役 監査委員、リスクマネージメント委員

③ 報酬委員会による取締役および執行役の報酬等の額に係る決定に関する方針

⑴ 決定および開示の範囲

報酬委員会が決定および開示する「取締役および執行役が受ける報酬の額」の範囲は、透明性を高めるために、当社グループから支給する報酬額の総額とし、取締役、執行役に区分して開示する。

⑵ 取締役報酬

取締役報酬は、各取締役の役職、職責等を反映し、また経済動向および当社経営環境を考慮して設定する。取締役の報酬は次の２つから構成される。なお、執行役との兼務者には取締役報酬は支給しない。

1）基本報酬

取締役としての職責に対する報酬（指名・報酬委員の職責に対する報酬を含む）

2）監査委員報酬

監査委員としての職責に対する報酬

⑶ 執行役報酬

執行役報酬は、業務執行に対するモチベーションの維持・向上を図るため、基本報酬（固定報酬）に加えてインセンティブ報酬（業績連動報酬）を採用している。執行役の報酬は次の５つから構成される。

1）基本報酬

基本報酬は各執行役の役職、職責、子会社役員の兼任状況を考慮した固定報酬とする。金額は従前の業務実績などを考慮し、また前期報酬実績等との比較衡量を行うことにより決定する。

2）短期インセンティブ

短期的なモチベーションの維持・向上を図るための報酬で、各執行役の役職、職責に応じて基準額を設定する。期首に設定した業績目標とグループ全体または担当職務の業績の達成度や職務執行状況に応じて支給額を増減する。また、顕著な功績があったと報酬委員会が認めた場合はこれとは別に賞与を支払う場合がある。

3）ストック・オプション

中期経営計画の業績達成条件付新株予約権を付与する。

4）長期インセンティブ

中長期的なモチベーションの維持・向上、人材流出の防止のための報酬として付与する。

5）年金

退任後の生活安定のために、在任期間等を勘案して、対象となる執行役に公的年金以外に年金拠出金を支払う。

④ 取締役および執行役の当事業年度に係る報酬等の総額

（対象期間：2017年1月1日から2017年12月31日まで）

区　分	人　員（人）	基本報酬（百万円）	短期インセンティブ（百万円）	長期インセンティブ（百万円）	年　金（百万円）	合　計（百万円）
執　行　役	5	216	176	118	25	537
社内取締役	0	－	－	－	－	－
社外取締役	6	36	－	－	－	36
合　　計	11	253	176	118	25	573

（注）1. 当事業年度の人員は、執行役５名、社内取締役１名、社外取締役６名です。執行役５名のうち１名は社内取締役を兼任しています。社外取締役６名には、当事業年度中に退任した社外取締役１名を含んでいます。したがって役員の総数は11名です。執行役と社内取締役の兼任者については、取締役報酬を支給していないため、執行役の欄に人員・金額を記載しており、社内取締役の欄には含んでいません。
2. 当社グループの連結報酬額を記載しております。当社に係る報酬額は執行役分（５名）が216百万円、社外取締役分（６名）が36百万円です。
3. 長期インセンティブ報酬
当事業年度に係る配当金の総額に当社所定の割合を乗じたものを原資とし、翌事業年度に執行役の職位に応じて擬似株式を付与するものです。
4. 社外取締役の基本報酬の欄には、基本報酬、監査委員報酬の合計額を記載しています。
5. 上記報酬の他に、対象となる執行役にフリンジ・ベネフィットを総額29百万円（うち当社負担分５百万円）を支払っています。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、会社法第427条第１項の規定に基づき、定款において同法第423条第１項の損害賠償責任を限定できる旨を定めています。当該規定に基づき、当社と社外取締役の６名は責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としています。ただし、責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限定しています。

⑥ 社外取締役に関する事項

⑴ 他の法人等の重要な兼職の状況

「取締役および執行役の状況」の表に記載のとおりです。当社と兼任している他の法人等との間には、取引関係等の関係はいずれもありません。

⑵ 当社または主要取引先等特定関係事業者の業務執行者との親族関係

① 社外取締役は、いずれも過去に当社または当社の特定関係事業者の業務執行者になったことはありません。

② 社外取締役は、いずれも当社または当社の特定関係事業者の業務執行者と三親等以内の親族関係はありません。

⑶ 当事業年度における主な活動状況

① 社外取締役の出席状況

氏　　名	取締役会	監査委員会	指名委員会	報酬委員会	リスクマネージメント委員会
佐　藤　穣　治	6／6	12／12	－	－	1／1
歐　陽　伯　康	6／6	－	6／6	6／6	－
内　田　荘一郎	5／5	6／7	1／1	1／1	4／4
諸　江　幸　祐	6／6	5／5	5／5	5／5	－
加　藤　　厚	6／6	12／12	－	－	3／3
ミヒャエル ミュールバイエル	6／6	－	6／6	6／6	－

（注）当社はリスクマネージメント委員会を設置しております。委員には執行役、取締役および監査委員会議長が就任しています。

② 各社外取締役の発言状況

イ．佐藤　穣治氏

取締役会において、主として財務戦略の専門家の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

監査委員会において、監査を通じてコンプライアンス経営を推進し、企業価値の向上に結びつけるという観点から、議案審議を主導し、事業報告、計算書類、連結計算書類等の監査を行っています。

2017年３月26日以前に開催されたリスクマネージメント委員会において、当社のリスクの洗い出しとリスク回避策の策定に必要な発言を適宜行いました。

ロ．歐陽　伯康氏

取締役会において、主として企業経営者の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

指名委員会において、議長として、当社の事業展開にふさわしい取締役会・執行役の陣容・構成、求められる取締役・執行役像を検討しそれを実現する観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

報酬委員会において、議長として、取締役および執行役の報酬の基準を公平かつ適正に定める観点から議案審議を主導し、取締役および執行役が受ける個人別の報酬の内容の方針および額を決定しています。

ハ．内田　荘一郎氏

2017年12月９日の辞任以前に開催された取締役会において、主として企業経営者の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。

2017年12月９日の辞任以前に開催された監査委員会において、監査を通じてコンプライアンス経営を推進し、企業価値の向上に結びつけるという観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。

2017年12月９日の辞任以前に開催された指名委員会において、当社の事業展開にふさわしい取締役会・執行役の陣容・構成、求められる取締役・執行役像を検討しそれを実現する観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。

2017年12月９日の辞任以前に開催された報酬委員会において、取締役および執行役の報酬の基準を公平かつ適正に定める観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行いました。

2017年12月９日の辞任以前に開催されたリスクマネージメント委員会において、当社のリスクの洗い出しとリスク回避策の策定に必要な発言を適宜行いました。

二．諸江　幸祐氏

取締役会において、主として企業経営者の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

監査委員会において、監査を通じてコンプライアンス経営を推進し、企業価値の向上に結びつけるという観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

指名委員会において、当社の事業展開にふさわしい取締役会・執行役の陣容・構成、求められる取締役・執行役像を検討しそれを実現する観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

報酬委員会において、取締役および執行役の報酬の基準を公平かつ適正に定める観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

ホ．加藤　厚氏

取締役会において、主として会計の専門家としての観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

監査委員会において、議長として、監査を通じてコンプライアンス経営を推進し、企業価値の向上に結びつけるという観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

リスクマネージメント委員会において、当社のリスクの洗い出しとリスク回避策の策定に必要な発言を適宜行っています。

ヘ．ミヒャエル ミュールバイエル氏

取締役会において、主として企業経営者の観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

指名委員会において、当社の事業展開にふさわしい取締役会・執行役の陣容・構成、求められる取締役・執行役像を検討しそれを実現する観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

報酬委員会において、取締役および執行役の報酬の基準を公平かつ適正に定める観点から、議案審議等に必要な発言を適宜行っています。

⑷ 子会社から受けている報酬等の総額

該当事項はありません。

⑸ 独立性に関する基準または方針

当社は、社外取締役の選任にあたり、独立性に関する明確な基準を定めてはおりませんが、東京証券取引所の有価証券上場規程施行規則等を参考としたうえで、社外取締役と当社との利害関係その他の関係を慎重に調査・検討し、一般株主との間に利益相反が生じるおそれがないことのほか、多様な事業分野において経営に関する豊富な経験や知見を有し、専門性の高い知識等を有していることも重視して社外取締役を選任しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

区分	金額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	79
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	81

（注）当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。

③ 会計監査人の報酬等に監査委員会が同意した理由

当社監査委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査チーム体制、監査計画、監査の実施状況、監査法人の品質管理体制の整備、監査報酬の見積もりなどを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

④ 連結子会社の監査

当社の子会社であるSumida Electric（H. K.）Company Limited、SUMIDA AG等は当社の会計監査人以外の公認会計士（または監査法人）の監査を受けております。

⑤ 非監査業務の内容

非監査業務の内容は、新株式発行に関するコンフォートレターの作成業務であります。

⑥ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査委員会は会計監査人の監査品質、監査実施の有効性および効率性等を勘案し、再任もしくは不再任の検討を毎年行います。監査委員会は会計監査人の解任または不再任が妥当と判断した場合には、監査委員会規則に則り、会計監査人の解任または不再任に関して株主総会に提出する議案の内容を決定します。

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、その解任の是非について十分審議を行ったうえ、監査委員の全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査委員会が選定した監査委員は、解任後最初に招集された株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

① 執行役ならびに当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループでは、グループのビジョン、経営の基本原則、コミットメント、行動規範、企業統治原則、環境理念を集約した「スミダの経営に関する諸原則」を制定しています。代表執行役は、他の執行役ならびに当社グループの取締役および使用人が当原則に則って職務執行することを確保するため、その遵守状況を監視するシステムを構築します。具体的には次の事項を行います。

イ. 「スミダの経営に関する諸原則」はイントラネットに日・英・中・独の４ヶ国語で提示して、随時これを確認できるようにし、企業集団全体に周知徹底します。またコーポレートガバナンス・オフィス（*）は当原則の遵守状況を監視・検証します。

ロ. コンプライアンスは、コーポレートガバナンスの根幹であるとの認識のもと、単なる法令の遵守という問題に限定せず、企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility: CSR）をIntegrity（誠実性）、Discipline（規律）、Common Sense（常識）に基づき積極的に果たしていく活動と位置づけ、コーポレートガバナンス・オフィスを中心に企業集団全体の体制整備およびモニタリング活動を行います。

ハ. コーポレートガバナンス・オフィスは、以上の活動状況を代表執行役および監査委員会に報告します。またその概要を取締役会に報告します。

ニ. 代表執行役は、コンプライアンスを含め内部統制の有効性を検証し、取締役会に報告します。

(*) コーポレートガバナンス・オフィスは、代表執行役に直属し、リスクマネージメント・オフィス、コンプライアンス・オフィス、内部監査から構成されています。

② 執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

代表執行役は、職務執行に係る重要情報を情報管理規程や文書管理規程などに従い、情報の重要度、保存期間および保存場所を明確にして集中管理します。取締役は常時閲覧可能とします。

③ 当社グループの取締役の職務の執行に係る事項の報告に関する体制

当社グループの取締役は関係会社管理規定に基づき、子会社の財務情報、リスク・コンプライアンスに係る事項、その他重要な事項を当社に定期的に報告します。

④ 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表執行役CEOは、リスク管理の最高責任者であるチーフ・リスクマネージメント・オフィサーとして、リスク管理を統括するリスクマネージメント委員会を設置し、その実施機関であるリスクマネージメント・オフィスをコーポレートガバナンス・オフィス内に置きます。リスクマネージメント・オフィスはリスク管理規程を整備するとともに、海外を含むグループの主要事業拠点にリスクマネージメント・モニターを配置し、グローバルな観点から、将来予想されるリスクを洗い出し、分析し、リスク対応策を策定・管理します。万一リスクが発生した場合には、損失を最小化するための対応方法を検討します。執行役ならびに当社グループの取締役および使用人はリスク管理規程に従って業務遂行に努めます。コーポレートガバナンス・オフィスは以上の運用状況を監視・検証し、その状況を代表執行役および監査委員会に報告します。ま

た、その概要を取締役会に報告します。

⑤ 執行役ならびに当社グループの取締役および使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役は「スミダの経営に関する諸原則」に則り、当社グループの妥当な意思決定体制の確保と運用および監視を行うシステムを構築し、経営効率を高めます。具体的には次の事項を行います。

イ. 代表執行役は、必要に応じて諮問機関を置き、重要な意思決定を行う際は諮問機関メンバーの意見を聴取し、十分な検討を行います。

ロ. 代表執行役は、当社グループの職務権限ならびに妥当な意思決定ルールを制定し、その運用状況を定期的に検証します。

ハ. 代表執行役は、当社グループの意思決定事項に係る業務の達成状況を定期的にレビューし、その結果をフィードバックすることを通じて、経営活動・事業遂行の一層の妥当性および効率性を確保します。

ニ. 代表執行役は、当社グループの職務遂行に不可欠な情報の円滑な収集、分析と伝達、および共有と蓄積等を通じ、当社グループの適切かつ迅速な意思決定を確保します。

⑥ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は純粋持株会社であり、事業は子会社等のグループ会社が行っているため、執行役および当社グループの取締役は常に企業集団全体の統治を念頭に置きその業務を行います。コーポレートガバナンス・オフィスはコンプライアンス、リスクマネージメントの各業務を統括するとともに、内部監査をし、その結果を内部監査報告書として、代表執行役および監査委員会に提出します。監査委員会はコーポレートガバナンス・オフィスと連携して監査活動を行います。コーポレートガバナンス・オフィスは当社グループ全体の内部統制を担当します。

⑦ 監査委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の執行役からの独立性に関する事項および監査委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査委員会の職務の補助業務はコーポレートガバナンス・オフィスが担当します。ただし、その人事異動、組織変更、懲戒等の最終決定は監査委員会の承認を得なければなりません。また、監査委員会の職務の補助業務を担当する使用人が監査委員会から指示を受けたときは、専らその指揮命令に従うものとします。

⑧ 執行役ならびに当社グループの取締役および使用人が監査委員会に報告するための体制ならびに報告者が不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

代表執行役、執行役ならびに当社グループの取締役および使用人が下記の事項を監査委員会に報告をするためのルールを制定し、監査委員会に報告します。さらに、同ルールにおいて報告者に対して当該報告を理由とする不利益な取扱いの禁止等を定め、周知徹底します。また、その概要を取締役会に報告します。

イ．会社に著しい損害および利益を及ぼす可能性のある事実
ロ．取締役・執行役の職務遂行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生するおそれもしくは発生した場合は、その事実
ハ．月次会計資料
ニ．内部監査報告書類
ホ．主要な部門の月次報告書
ヘ．その他の重要事項

⑨ 監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用または償還の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査委員がその職務の執行について当社に対して会社法第404条第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査委員の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

⑩ 監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．コーポレートガバナンス・オフィスは、年度監査方針・計画の策定にあたって監査委員会と事前協議を行うこととします。またコーポレートガバナンス・オフィスは監査委員会に内部監査の実施状況と結果を報告します。さらに監査委員会は必要に応じて、コーポレートガバナンス・オフィスに追加監査の実施を求めることができます。
ロ．会計監査人は、監査委員会に対して期初に監査計画の説明を行い、期中監査の実施状況、期末監査の結果等について監査委員会に報告を行います。また、会計監査人は監査委員会と必要に応じて協議を行います。
ハ．会計監査人の執行役からの独立性を確保するとともに、必要な監査活動を保証するために、会計監査人の報酬の決定は監査委員会の同意を要します。

⑪ 当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用状況の検証

当社グループの業務の適正を確保するための体制の運用については、取締役会において定期的に検証を行います。

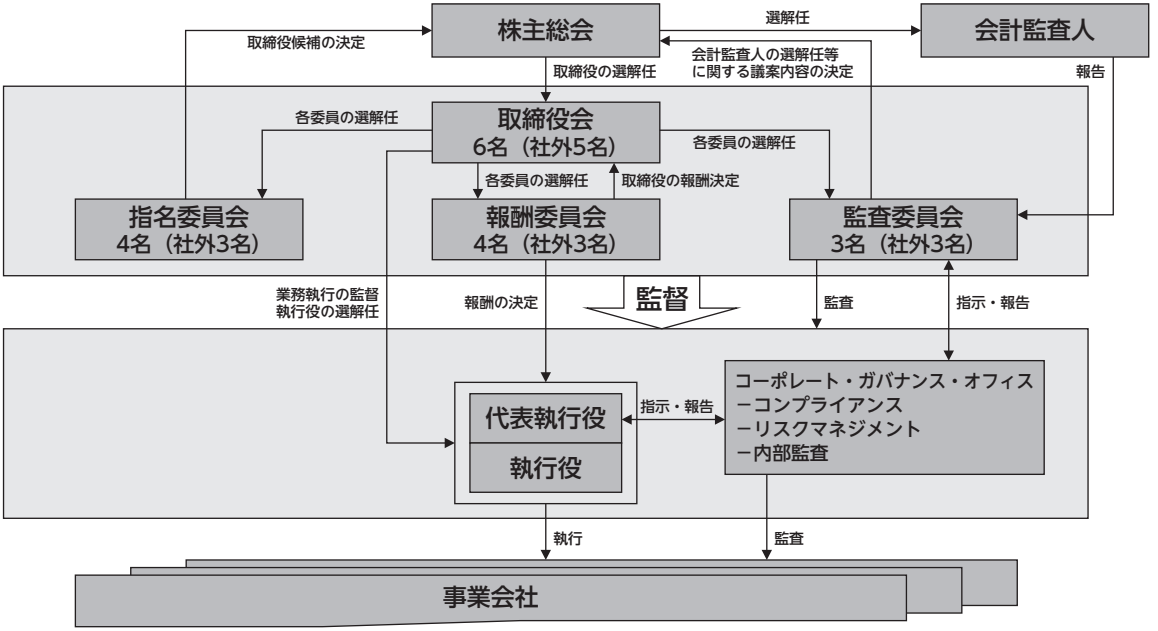
⑫ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

私たちは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決する態度を貫きます。

⑬ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当該事業年度において、取締役会は６回開催され、経営の基本方針の策定、所定の法定事項の決定や定期的な業務執行状況のレビュー等を通じて、その監督機能の強化・実践に努めて参りました。指名委員会は６回開催され、取締役候補者の選任基準の策定、取締役候補者の決定を行いました。監査委員会は12回開催され、定期的な決算情報に係る計算書類の作成プロセスの妥当性、内部監査・内部統制体制、情報開示体制、リスク管理体制、コンプライアンス体制等に関する監査を実施し、その結果を取締役会に報告しました。報酬委員会は６回開催され、取締役・執行役の報酬決定の方針および個人別の報酬等を決定しました。

（ご参考）コーポレートガバナンス体系



（注）本事業報告中の記載金額および株数は、表示単位未満を切捨てして表示しています。

連結計算書類<国際会計基準(IFRS)>

連結財政状態計算書

（単位：百万円）

科目	第63期 2017年12月31日現在	（ご参考）第62期 2016年12月31日現在
資産		
流動資産		
現金及び現金同等物	5,375	3,546
営業債権及びその他の債権	19,469	17,208
棚卸資産	17,011	13,617
未収法人所得税	362	191
その他の流動資産	2,766	2,156
流動資産合計	**44,986**	**36,720**
非流動資産		
有形固定資産	30,388	24,042
のれん	2,006	1,854
無形資産	2,228	1,804
金融資産	1,158	1,197
繰延税金資産	3,309	3,235
その他の非流動資産	289	152
非流動資産合計	**39,379**	**32,286**
資産合計	**84,366**	**69,007**

科目	第63期 2017年12月31日現在	（ご参考）第62期 2016年12月31日現在
負債		
流動負債		
営業債務及びその他の債務	10,721	9,543
短期有利子負債	8,547	3,672
1年内返済予定又は償還予定の長期有利子負債	11,410	9,159
引当金	105	159
未払法人所得税	356	422
未払費用	2,526	2,515
その他の流動負債	1,449	1,262
流動負債合計	**35,117**	**26,735**
非流動負債		
長期有利子負債	15,879	17,780
退職給付に係る負債	1,574	1,406
引当金	55	47
繰延税金負債	491	268
その他の非流動負債	1,126	746
非流動負債合計	**19,126**	**20,249**
負債合計	**54,243**	**46,984**
資本		
資本金	10,150	8,143
資本剰余金	9,898	7,919
利益剰余金	11,376	7,703
新株予約権	270	172
自己株式	△1,526	△1,525
その他の包括利益累計額	△1,598	△1,783
親会社の所有者に帰属する持分合計	**28,570**	**20,629**
非支配持分	**1,551**	**1,392**
資本合計	**30,122**	**22,022**
負債及び資本合計	**84,366**	**69,007**

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
なお、本連結計算書類に記載の数値は国際会計基準（IFRS）ベースで表示しており、前連結会計年度（ご参考　第62期）の数値は、前連結会計年度に開示した日本基準の数値をIFRSに組替えて表示しております。

連結損益計算書

（単位：百万円）

科目	第63期 2017年１月１日から 2017年12月31日まで	（ご参考）第62期 2016年１月１日から 2016年12月31日まで
売上収益	**90,153**	**81,052**
売上原価	△75,019	△66,191
売上総利益	**15,134**	**14,861**
販売費及び一般管理費	△8,837	△8,507
その他の営業収益	8	45
その他の営業費用	△87	△129
営業利益	**6,217**	**6,270**
金融収益	116	16
金融費用	△636	△816
税引前当期利益	**5,697**	**5,469**
法人所得税費用	△1,069	△1,625
当期利益	**4,628**	**3,844**
当期利益の帰属		
親会社の所有者	4,504	3,666
非支配持分	123	178

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
なお、本連結計算書類に記載の数値は国際会計基準（IFRS）ベースで表示しており、前連結会計年度（ご参考　第62期）の数値は、前連結会計年度に開示した日本基準の数値をIFRSに組替えて表示しております。

連結持分変動計算書

（2017年1月1日から2017年12月31日まで）

（単位：百万円）

	親会社の所有者に帰属する持分				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	新株予約権	自己株式
当期首残高	8,143	7,919	7,703	172	△1,525
当期利益			4,504		
その他の包括利益					
当期包括利益合計	－	－	4,504	－	－
連結子会社株式の取得による持分の増減		△0			
新株の発行	2,006	1,979			
配当金			△831		
自己株式の取得					△1
株式に基づく報酬取引				98	
所有者との取引額合計	2,006	1,979	△831	98	△1
当期末残高	10,150	9,898	11,376	270	△1,526

	親会社の所有者に帰属する持分					合計	非支配持分	資本合計
	その他の包括利益累計額				合計			
	確定給付制度の再測定	売却可能金融資産の公正価値の純変動	キャッシュ・フロー・ヘッジ	在外営業活動体の換算差額				
当期首残高	△402	19	△1	△1,400	△1,783	20,629	1,392	22,022
当期利益					－	4,504	123	4,628
その他の包括利益	△95	44	△19	256	185	185	35	220
当期包括利益合計	△95	44	△19	256	185	4,689	158	4,848
連結子会社株式の取得による持分の増減					－	△0	△0	△0
新株の発行					－	3,985		3,985
配当金					－	△831		△831
自己株式の取得					－	△1		△1
株式に基づく報酬取引					－	98		98
所有者との取引額合計	－	－	－	－	－	3,251	△0	3,251
当期末残高	△497	64	△21	△1,143	△1,598	28,570	1,551	30,122

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1)連結計算書類の作成基準

当社および当社の子会社（以下、「当社グループ」という。）の連結計算書類は、当連結会計年度より会社計算規則第120条第1項の規定に基づき、国際会計基準(以下、IFRS)に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定に基づき、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称等

（ア）連結子会社	37社
（イ）主要な連結子会社の名称	スミダ電機株式会社 Sumida Electric (H.K.) Company Limited SUMIDA AG
（ウ）重要な連結子会社の異動	SEC株式会社 連結子会社であったSEC株式会社は、当連結会計年度においてスミダ電機株式会社に吸収合併されたことにより、連結の範囲から除外しております。

(3) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(4) 会計方針に関する事項

（ア）金融商品

当社グループは、金融商品の契約条項の当事者になった取引日の時点で金融資産または金融負債を当初認識しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債以外の金融資産の取得または金融負債の発行に直接起因する取引費用は、当初認識時に金融資産の公正価値に加算しまたは金融負債の公正価値から減算しております。

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利が消滅した時、実質的にすべての金融資産の所有に係るリスクと経済価値が移転している取引において金融資産に係る契約上のキャッシュ・フローを受け取る権利を移転した時に金融資産の認識を中止しております。

①金融資産の分類

当社グループは金融資産を、満期保有投資、貸付金及び債権、売却可能金融資産、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定する金融資産を指定する選択を行わず、デリバティブ取引は実需に見合う取引に限定し、投機的な取引は一切行わない方針であります。

i)満期保有投資

当社グループは、支払額が固定されているかまたは決定可能であり、かつ満期日が確定している金融資産のうち満期日まで保有する明確な意思と能力を有するデリバティブ以外の金融資産を満期保有投資に分類しております。

当初測定後、満期保有投資は実効金利法による償却原価から減損損失を控除した金額にて測定しております。実効金利法により利息収益は純損益として計上しております。

ii)貸付金及び債権

当社グループは、固定または決定可能な支払金額を有する、デリバティブ以外の金融資産のうち、活発な市場での公表価格がない貸付金、営業債権、その他の債権を貸付金及び債権に分類しております。当初測定後、貸付金及び債権は実効金利法による償却原価から減損損失を控除した金額にて測定しております。実効金利法により利息収益は純損益として計上しております。

iii)売却可能金融資産

当社グループは、デリバティブ以外の金融資産のうち、他のいずれかの分類にも該当しないものを売却可能金融資産に分類しております。売却可能金融資産は公正価値に取引費用も含め当初測定され、当初認識後は公正価値で測定した変動額を包括利益計算書にて売却可能金融資産の公正価値の純変動として表示しております。売却可能金融資産の認識を中止した場合、包括利益計算書に計上されている累積損益の累計額を純損益に振替えております。

iv)純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

当社グループは、デリバティブを純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は公正価値で当初認識され、関連する取引費用を発生時に純損益で計上しております。当初認識後は、公正価値で再測定し、当初認識後の公正価値の変動は純損益として計上しております。

②金融資産の減損

当社グループは、各報告期間末に債務者または資本性金融商品の発行企業の破綻等の減損の客観的な証拠を、個別に重要な金融資産については個別に、個別に重要でない金融資産については集団的に検討しております。

満期保有目的投資、貸付金及び債権に減損の客観的な証拠がある場合には、当該金融資産の帳簿価額と当初の実効金利で割引いた見積将来キャッシュ・フローの現在価値との差額を減損損失として測定しております。当該資産の帳簿価額は、直接または引当金勘定を通じて減額し、当該損失額を純損益として計上しております。なお、回収不能であると判断した場合には、直接減額しております。減損を計上した後に発生した事象により減損損失の額が減少した場合には、以前に計上した減損損失を純損益として戻入れております。

売却可能金融資産に関して、取得原価を下回る公正価値の著しい下落又は長期にわたる下落は、減損の客観的な証拠となります。金融資産の減損の客観的な証拠がある場合は、減損損失を純損益として計上しております。なお、売却可能金融資産のうち資本性金融商品から生じた減損損失は戻入れておりません。

③ヘッジ会計

当社グループは、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジする目的でヘッジ会計を適用しております。

当社グループは、ヘッジ会計を適用するにあたり、リスク管理目的、ヘッジ取引を実行する際の戦略等、ヘッジ手段とヘッジ対象の関係、及びヘッジ関係の有効性の評価方法についてヘッジ開始時に文書化を行っております。また、ヘッジ手段として指定したデリバティブ等がヘッジ対象のキャッシュ・フローの変動を相殺するために極めて有効であるかどうかについて、ヘッジ開始時及び開始後も継続的に評価を実施しております。

ヘッジ手段が失効、売却、終了または行使された場合、ヘッジ会計の要件を満たさなくなった場合、予定取引の発生がもはや見込まれない場合、またはヘッジの指定を取消した場合には、ヘッジ会計の適用を将来に向けて中止しております。

当社グループは、以下の種類のヘッジ会計を適用しております。

(キャッシュ・フロー・ヘッジ)

ヘッジ手段として指定されるデリバティブは公正価値で測定され、ヘッジが有効である部分の変動額をその他の包括利益に含めて表示しております。

ヘッジの非有効部分については直ちに純損益として計上しております。

ヘッジの有効部分の累積額は、ヘッジ対象が純損益に影響を与える時点でその他の包括利益累計額から純損益に振替えております。

（在外営業活動体に対する純投資ヘッジ）

ヘッジ手段として指定される借入金は各報告期間末の直物為替レートで測定され、ヘッジが有効である部分の変動額をその他の包括利益に含めて表示しております。

ヘッジの非有効部分については直ちに純損益として計上しております。

ヘッジの有効部分の累積額は、在外営業活動体の処分時にその他の包括利益累計額から純損益に振替えております。

（イ）棚卸資産の評価基準及び評価手法

当社グループは、棚卸資産は取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い金額で測定し、原価の算定にあたっては、主として総平均法を使用しております。また、正味実現可能価額は、通常の事業過程における予想売価から、完成までに要する見積原価及び販売に要する見積費用を控除して算定しております。

（ウ）有形固定資産及び無形固定資産の評価基準、評価方法及び減価償却又は償却の方法

①有形固定資産

当社グループは、有形固定資産に対し原価モデルを適用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

有形固定資産の取得原価には、資産の取得に直接関連する費用並びに解体、除去及び現状回復費用並びに資産計上の要件を満たす借入コストが含まれております。

土地等の償却を行わない資産を除き、各資産はそれぞれの見積耐用年数にわたって定額法で減価償却を行っております。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は、以下のとおりであります。

・建物及び構築物　　：2～65年
・機械装置及び運搬具　：2～16年
・工具、器具及び備品　：2～20年

なお、見積耐用年数、減価償却方法及び残存価額は、各会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積の変更の影響を将来に向かって認識しております。

②のれん

当社グループは、のれんを取得原価から減損損失累計額を控除した金額で計上しております。

のれんは当初認識時には、移転された対価、被取得企業に対する非支配持分及び段階取得の場合には取得企業が以前に保有していた被取得企業の持分の取得日における公正価値の合計額から、取得した識別可能な資産から引き受けた負債の公正価値の正味の金額を差し引いた超過額をもって測定しております。　取得関連費用は、即時に費用処理しております。

のれんは償却を行わず、各年次及び配分した資金生成単位または資金生成単位グループに減損の兆候がある場合にはその時点で減損テストを実施しております。

③無形資産

当社グループは、無形資産に対し原価モデルを適用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

耐用年数を確定できる無形資産は、それぞれの見積耐用年数にわたって定額法で償却を行っております。

なお、見積耐用年数、償却方法及び残存価額は、各会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更の影響を将来に向かって認識しております。

耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能でない無形資産の償却は行わず、年次及び減損の兆候がある場合はその時点で減損テストを実施しております。

i)研究開発費用

当社グループは、研究関連支出を即時に費用処理しております。開発関連支出は、信頼性をもって測定することができ、かつ製品または工程が技術的及び商業的に実現可能であり、将来的に経済的便益を得られる可能性が高く、当社グループが開発を完成させ、当該資産を使用または販売する意図及びそのための十分な資源を有している場合のみ資産計上しております。それ以外の支出は、即時に費用処理しております。

開発関連資産は、2年から8年の見積耐用年数により定額法で償却しております。

ii)その他の無形資産

当社グループは、個別に取得した無形資産を取得価額で当初測定しております。企業結合において取得した無形資産の取得原価は、取得日現在における公正価値で測定しております。

主なその他の無形資産はソフトウエアであり、主に5年の見積耐用年数により定額法で償却しております。

④リース資産

当社グループは、資産の所有に伴うリスクと経済価値が実質的に全て当社グループに移転するリースをファイナンス・リースに分類し、それ以外の場合にはオペレーティング・リースに分類しております。

ファイナンス・リース取引においては、財政状態計算書においてリース期間の起算日に資産及び負債を、リース開始日に算定したリース物件の公正価値またはリース開始日に算定した最低リース料総額の現在価値のいずれか低い金額で計上しております。最低リース料総額は、利息法に基づき金融費用と負債残高の返済部分とに配分しております。リース資産は、当該資産と同様の自己所有の資産の見積耐用年数とリース期間のいずれか短い方の期間にわたって定額法で減価償却を行っております。

オペレーティング・リース取引においては、リース料は、損益計算書においてリース期間にわたって定額法により純損益として計上しております。

⑤非金融資産の減損

当社グループは、各報告期間末において非金融資産（棚卸資産、繰延税金資産及び退職給付制度に係る資産を除く）についての減損の兆候の有無の判定を行い、減損の兆候が存在する場合には、減損テストを実施しております。ただし、のれん及び耐用年数を確定できないまたは未だ使用可能ではない無形資産については、減損の兆候を識別した時及び兆候の有無にかかわらず年次で減損テストを実施しております。

減損テストでは、回収可能価額を見積り、帳簿価額と回収可能価額の比較を行います。資産、資金生成単位または資金生成単位グループの回収可能価額は、使用価値と処分費用控除後の公正価値のうちいずれか高い方の金額で算定しております。

使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該資産の固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引くことにより算定しております。のれん以外の資産の資金生成単位については、継続的に使用することにより、他の資産又資金生成単位のキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生み出す最小の資産グループとしております。企業結合から生じたのれんはシナジーが得られると期待される資金生成単位または資金生成単位グループに配分しております。

減損テストの結果、資産、資金生成単位または資金生成単位グループの回収可能価額が帳簿価額を下回った場合には減損損失を認識しております。のれんを含む資金生成単位の減損損失の認識にあたっては、まず、その単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額するように配分しております。

減損損失の戻入れは、過去の会計期間に計上した減損損失を戻入れする可能性を示す兆候が存在し、回収可能価額の見積りを行った結果、回収可能価額が帳簿価額を上回る場合に行っております。戻入れ金額は、戻入れが発生した時点まで減価償却または償却を続けた場合における帳簿価額を上限としております。なお、のれんに係る減損損失は戻入れを行いません。

(エ)重要な引当金の計上基準

当社グループは、過去の事象の結果として、法的または推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に引当金を認識しております。

引当金の貨幣の時間的価値が重要な場合には、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いております。時の経過に伴う割引額の振戻しは金融費用として計上しております。

(オ)その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①退職給付の会計処理の方法

当社グループは、従業員の退職給付制度として確定給付制度と確定拠出制度を採用しております。

i) 確定給付制度

確定給付制度債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用は、予測単位積増方式を用いて算定しております。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日時点の優良社債の市場利回りに基づき算定しております。

退職給付制度に係る資産または退職給付制度に係る負債は、確定給付制度債務の現在価値から制度資産の公正価値を控除した額を財政状態計算書で表示しております。また、退職給付制度の制度資産に係る利息収益、確定給付制度債務に係る利息費用、及び当期勤務費用は純損益として計上しております。

確定給付負債（資産）の純額の再測定により発生した増減額は、発生した会計期間において全額その他の包括利益として計上しております。また過去勤務費用は発生した会計期間に全額純損益として計上しております。

ii)確定拠出制度

確定拠出制度への拠出は、関連するサービスが提供された時点で純損益として計上しております。

②重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

当社グループは、外貨建取引を取引日時点の直物為替レートを適用し機能通貨に換算しております。

外貨建貨幣性資産及び負債は、各報告期間末時点の直物為替レートを適用し機能通貨に換算しております。当該換算から生じる為替差額は純損益として計上しております。ただし、売却可能金融資産、有効な範囲内におけるキャッシュ・フロー・ヘッジ及び在外営業活動体に対する純投資ヘッジから生じる為替差額はその他の包括利益として計上しております。外貨建非貨幣性資産及び負債は、取得日の直物為替レートを適用し換算しております。機能通貨が日本円以外の子会社の資産及び負債は各報告期間末の直物為替レートを用いて換算され、収益及び費用は為替レートが著しく変動している場合を除き、会計期間中の平均為替レートを用いて換算されます。換算から生じる差額はその他の包括利益で計上され、在外子会社の処分時にその他の包括利益の累計額を純損益に振替えております。

③消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 連結財政状態計算書に関する注記

(1)資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	166百万円
金融資産	121百万円

(2)有形固定資産に係る減価償却累計額及び減損損失累計額　43,246百万円

(3)貸出コミットメント契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と相対型コミットメントライン契約を締結しており、また、取引銀行7行と貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末日における貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメント契約の総額	5,424百万円
借入実行残高	2,424
差引額	3,000百万円

(4)マルチカレンシー・コミットメントライン契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達を可能にするため、取引銀行５行とマルチカレンシー・コミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末日におけるマルチカレンシー・コミットメントライン借入未実行残高は、次のとおりであります。

マルチカレンシー・コミットメントライン契約の総額	5,000百万円
借入実行残高	－
差引額	5,000百万円

3. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式総数

普通株式　27,444,317株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 当連結会計年度に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2017年２月21日取締役会	普通株式	371	16.00	2016年12月31日	2017年３月６日
2017年４月27日取締役会	普通株式	139	6.00	2017年３月31日	2017年５月31日
2017年７月28日取締役会	普通株式	160	6.00	2017年６月30日	2017年８月25日
2017年10月27日取締役会	普通株式	160	6.00	2017年９月30日	2017年11月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年２月９日取締役会	普通株式	721	利益剰余金	27.00	2017年12月31日	2018年３月５日

4. 金融商品に関する事項

(1)金融商品の状況に関する事項

(ア)資本管理

当社グループは、経済環境及び企業の実態に応じた適切な資本・負債構成を意識し、運転資金、設備投資資金、投融資資金等の必要資金を銀行借入及び社債等によって調達しております。短期的な運転資金は主に銀行借入による調達、長期的な運転資本は主に複数の金融機関との間でコミットメントライン契約を締結し、効率的な資金の調達をおこなっております。

(イ)財務リスク管理

当社グループは、事業活動を行う過程において、財務上のリスク（信用リスク、流動性リスク、市場リスク）に晒されております。当社グループは、これらのリスクに対応するため、一定の方針に基づきリスク管理をおこなっております。

①信用リスク管理

信用リスクとは、当社グループが、契約相手先が債務を履行できなくなることにより、財務的損失を被るリスクであります。

受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、当社グループは主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減をはかっております。

また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い金融機関に限定して取引を行っております。

②流動性リスク管理

流動性リスクとは、当社グループが現金又はその他の金融資産により決済する金融負債に関連する債務を履行するにあたり、困難に直面するリスクであります。借入金や社債等の金融負債は、流動性リスクに晒されておりますが、金融調達手段の多様化、各金融機関からのコミットメントラインの取得、短期と長期の適切なバランスなどにより、当該リスクを管理しております。

③市場リスク管理

i)為替リスク

為替リスクとは、将来キャッシュ・フローが外国為替レートの変動によって変動するリスクであります。

当社グループは海外展開を拡大していく段階においてはマルチ通貨が必要とされ、取引の決定においてネッティング手法の導入により最終的なキャッシュポジションについて複数の通貨が存在します。為替リスクを最小限に抑えるため、「市場リスク管理規定」に基づき、為替予約取引等により為替リスクをヘッジしております。

ii)金利リスク

金利リスクとは金融商品の将来キャッシュ・フローが市場金利の変動により変動するリスクであります。有利子負債のうち変動金利によるものから金利リスクが生じるため、「市場リスク管理規定」に基づき、金利スワップ契約を結び利息を固定化することにより金利リスクをヘッジしております。

(2)金融商品の公正価値等に関する事項

(ア)公正価値の算定方法

金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりであります。

(現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務)

これらは短期間で決済されるため、公正価値は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(投資有価証券)

金融資産に含まれる投資有価証券については、原則として会計年度末における市場価格により算出しております。

（有利子負債）

原則として、将来キャッシュ・フローを新規に同様の契約を実行した場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しております。

（イ）金融商品の帳簿価額と公正価値

決算日における金融商品の帳簿価額と公正価値は以下のとおりであります。

なお、公正価値で測定する金融商品及び帳簿価値が極めて近似している金融商品については次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	帳簿価額	公正価値
長期有利子負債（リース債務を除く）		
借入金	15,280	15,418

5. 1株当たり情報に関する注記

（1）1株当たり親会社所有者帰属持分	1,069円67銭
（2）基本的1株当たり当期利益	176円41銭
（3）希薄化後1株当たり当期利益	173円13銭

6. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

7. その他の注記

該当事項はありません。

計算書類

貸借対照表

（単位：百万円）

科目	第63期 2017年12月31日現在	（ご参考）第62期 2016年12月31日現在
資産の部		
流動資産	**7,849**	**3,208**
現金及び預金	2,289	199
前払費用	92	132
繰延税金資産	325	153
短期貸付金	4,836	2,140
未収還付法人税等	46	70
未収入金	130	231
立替金	117	272
その他	10	8
固定資産	**35,374**	**40,885**
有形固定資産	**1,315**	**1,275**
建物	771	747
構築物	7	8
工具、器具及び備品	3	4
土地	503	503
リース資産	5	11
建設仮勘定	24	－
無形固定資産	**58**	**84**
電話加入権	3	3
ソフトウェア	54	81
投資その他の資産	**34,000**	**39,524**
投資有価証券	78	67
関係会社株式	22,492	29,633
長期貸付金	10,566	9,000
長期前払費用	111	89
保険積立金	731	713
その他	65	64
貸倒引当金	△44	△44
繰延資産	**0**	**5**
社債発行費	0	5
資産合計	**43,224**	**44,100**

科目	第63期 2017年12月31日現在	（ご参考）第62期 2016年12月31日現在
負債の部		
流動負債	**8,952**	**11,595**
短期借入金	1,798	2,330
1年内償還予定の社債	60	420
1年内返済予定の長期借入金	6,656	5,249
未払金	55	119
未払費用	34	45
預り金	342	3,419
その他	5	11
固定負債	**10,115**	**12,669**
社債	－	60
長期借入金	9,427	12,240
繰延税金負債	600	336
その他	87	31
負債合計	**19,068**	**24,265**
純資産の部		
株主資本	**23,805**	**19,606**
資本金	10,150	8,143
資本剰余金	9,963	7,956
資本準備金	9,963	7,956
利益剰余金	5,218	5,031
利益準備金	264	264
その他利益剰余金	4,954	4,767
繰越利益剰余金	4,954	4,767
自己株式	△1,526	△1,525
評価・換算差額等	**78**	**56**
その他有価証券評価差額金	44	37
繰延ヘッジ損益	34	19
新株予約権	**270**	**172**
純資産合計	**24,155**	**19,834**
負債純資産合計	**43,224**	**44,100**

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（単位：百万円）

科目	第63期 2017年１月１日から 2017年12月31日まで	（ご参考）第62期 2016年１月１日から 2016年12月31日まで
営業収益	**2,088**	**1,524**
営業費用	**892**	**838**
営業利益	**1,196**	**686**
営業外収益	**219**	**202**
受取利息	218	199
その他	1	3
営業外費用	**312**	**298**
支払利息	199	210
社債利息	2	6
社債発行費償却	5	6
為替差損	3	3
支払手数料	73	68
その他	28	2
経常利益	**1,103**	**589**
税引前当期純利益	**1,103**	**589**
法人税、住民税及び事業税	2	△61
法人税等調整額	81	△469
当期純利益	**1,018**	**1,120**

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（2017年1月1日から2017年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	8,143	7,956	7,956	264	4,767	5,031	△1,525	19,606
当期変動額								
新株の発行	2,006	2,006	2,006					4,013
剰余金の配当					△831	△831		△831
当期純利益					1,018	1,018		1,018
自己株式の取得							△1	△1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	2,006	2,006	2,006	−	187	187	△1	4,199
当期末残高	10,150	9,963	9,963	264	4,954	5,218	△1,526	23,805

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	37	19	56	172	19,834
当期変動額					
新株の発行					4,013
剰余金の配当					△831
当期純利益					1,018
自己株式の取得					△1
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	7	15	22	98	121
当期変動額合計	7	15	22	98	4,320
当期末残高	44	34	78	270	24,155

（注）記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に関する事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

① 子会社および関連会社株式　総平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの　決算期末日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの　移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法を採用しております。
主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	10～50年
構築物	15年
工具、器具及び備品	5～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）　定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を残価保証額とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費は、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

(4) 引当金の計上基準

（貸倒引当金）

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づいた会社所定の繰入率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討して必要額を計上しております。

(5) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(6) ヘッジ会計の方法

（ヘッジ会計の方法）

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には、特例処理を採用しております。

（ヘッジ方針）

主に当社の内規である「市場リスク管理規定」に基づき、金利変動リスク、為替変動リスクをヘッジしております。ヘッジ会計を適用したヘッジ対象とヘッジ手段は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…金利スワップ、外貨建借入金

ヘッジ対象…借入金、在外子会社の持分

（ヘッジの有効性評価の方法）

原則として、ヘッジ対象の時価変動とヘッジ手段の時価変動を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。

(7) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(8) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

ただし、資産に係る控除対象外消費税および地方消費税については、発生年度の期間費用として処理しております。

3. 追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年３月28日）を当事業年度から適用しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 895百万円

(2) 貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行と相対型コミットメントライン契約を締結しており、また、取引銀行７行と貸出コミットメント契約を締結しております。当事業年度末日における貸出コミットメントに係る借入未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメント契約の総額	2,424百万円
借入実行残高	2,424
差引額	－百万円

(3) マルチカレンシー・コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を可能にするため、取引銀行５行とマルチカレンシー・コミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末日におけるマルチカレンシー・コミットメントライン借入未実行残高は、次のとおりであります。

マルチカレンシー・コミットメントライン契約の総額	5,000百万円
借入実行残高	－
差引額	5,000百万円

(4) 偶発債務

債務保証	15,550百万円

(5) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

金銭債権	15,532百万円
金銭債務	342百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引に関する事項は次のとおりであります。

営業取引による取引高の総額	2,425百万円
営業取引以外の取引による取引高の総額	227百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式	734,541株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)	
繰越欠損金	824百万円
その他	157
繰延税金資産小計	981
評価性引当額	△125
繰延税金資産合計	856
(繰延税金負債)	
子会社の資本剰余金払戻	△1,096
その他有価証券評価差額金	△19
その他	△16
繰延税金負債合計	△1,132
繰延税金負債の純額	△275百万円

(2) 法人税等の税率変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

該当事項はありません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

属性	会社名	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関係内容	取引の内容	取引金額（百万円）	科目	期末残高（百万円）
子会社	SEC株式会社	直接100	経営指導、経営資金の貸付、配当金の受取及び役員の兼任等	資金の貸付	1,848	－	－
				有償減資及び資本準備金取崩に伴う配当金の受取	11,435	－	－
子会社	スミダコーポレートサービス株式会社	直接100	経営指導、業務の委託及び役員の兼任等	業務委託費	321	－	－
子会社	スミダ電機株式会社	直接100	経営指導、経営資金の貸付並びに預り、及び債務保証の引受等	資金の貸付	4,600	短期貸付金	4,600
				グループファイナンス	3,113	預り金	198
				債務保証	1,000	－	－
子会社	Sumida Electric (H.K.) Company Limited	間接100	登録商標使用権の許諾、債務保証の引受、経営資金の借入及び役員の兼任等	登録商標使用権の許諾に係る使用料	278	－	－
				債務保証	11,343	－	－
				資金の返済	585	－	－
子会社	Sumida Finance BV	直接100	経営指導、債務保証の引受、及び役員の兼任等	債務保証	945	－	－
子会社	Sumida Electric (Thailand) Co.,Ltd.	直接100	債務保証の引受及び経営指導等	債務保証	815	－	－
子会社	TAIWAN SUMIDA TRADING COMPANY LIMITED.	直接100	債務保証の引受及び経営指導等	債務保証	638	－	－
子会社	SUMIDA Europe GmbH	直接100	経営指導、経営資金の貸付、利息の受取、及び役員の兼任等	利息の受取	76	長期貸付金	3,801
子会社	SUMIDA Components & Modules GmbH	間接97.8	登録商標使用権の許諾および役員の兼任等	登録商標使用料	301	－	－
子会社	ISMART GLOBAL LIMITED	直接100	経営指導、配当の受取及び役員の兼任等	配当の受取	781	－	－
子会社	Sumida AG	間接97.8	役員の兼任、経営資金の貸付、利息の受取及び債務保証の引受等	債務保証	808	－	－
				資金の貸付	1,236	長期貸付金	6,765
				利息の受取	122	－	－
子会社	スミダ電機株式会社	直接100	債務保証の受入等	債務保証の受入	3,427	－	－
子会社	SUMIDA TRADING PTE. LTD.	直接100	経営指導、債務保証の受入				
子会社	SUMIDA TRADING COMPANY LIMITED	直接100	経営指導、債務保証の受入及び役員の兼任				
子会社	SUMIDA Europe GmbH	直接100	債務保証の受入等				
子会社	Sumida Electric (H.K.) Company Limited	間接100	債務保証の受入等				
子会社	SUMIDA AMERICA COMPONENTS INC.	直接100	経営指導、債務保証の受入および役員の兼任等				

取引条件および取引条件の決定方法等
(1) 業務委託費は対価として妥当な金額を契約により決定しております。
(2) 登録商標使用料は対価として妥当な金額を契約により決定しております。
(3) 資金の貸付および借入につきましては、一般の取引を参考にして条件を契約により決定しております。
(4) グループファイナンス、短期の資金の貸付および返済については、短期での反復取引のため、取引金額は当事業年度における純増減金額を記載しております。
(5) 債務保証につきましては、債務保証残高を取引金額に記載しております。
(6) 債務保証の受入とは、当該会社による当社の借入金に対する連帯保証です。
(7) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
(8) 有償減資及び資本準備金取崩に伴う配当金の受取については、当該会社のその他資本剰余金を原資とした配当であります.
(9) 2017年12月25日にスミダ電機株式会社はSEC株式会社を消滅会社とする吸収合併を実施しております。表内におけるSEC株式会社の議決権の所有割合、関係内容、取引の内容及び取引金額は、同社が関連当事者に該当した期間の取引について記載しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	894円23銭
(2) 1株当たり当期純利益金額	39円89銭
(3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	39円14銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. その他の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年２月19日

スミダコーポレーション株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　寺田昭仁 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　齋藤慶典 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、スミダコーポレーション株式会社の2017年１月１日から2017年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第１項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、会社計算規則第120条第１項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、スミダコーポレーション株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年２月19日

スミダコーポレーション株式会社
取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　寺田昭仁 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　齋藤慶典 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、スミダコーポレーション株式会社の2017年１月１日から2017年12月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査委員会は、2017年1月1日から2017年12月31日までの第63期事業年度における取締役および執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロおよびホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および執行役並びに使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明し、かつ、監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連係の上、重要な会議等における意思決定の過程および内容、主要な決裁書類その他業務執行に関する重要な書類等の内容、執行役等の職務執行の状況、並びに会社の業務および財産の状況を調査しました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告、連結計算書類（会社計算規則第120条第1項後段の規程により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびそれらの附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役および執行役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役および執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2018年2月20日

スミダコーポレーション株式会社　監査委員会

監査委員　加　藤　　厚　㊞

監査委員　佐　藤　穣　治　㊞

監査委員　諸　江　幸　祐　㊞

（注）監査委員は全員、会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以　上

株主メモ

証券コード	6817
事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金配当基準日	3月31日 6月30日 9月30日 12月31日
1単元の株式数	100株
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	三菱UFJ信託銀行株式会社
同連絡先	三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部 東京都府中市日鋼町1－1　電話　0120-232-711（通話料無料） 郵送先　〒137-8081　新東京郵便局私書箱第29号 三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部
上場証券取引所	東京証券取引所市場第一部
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、東京において発行する日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL　http://www.sumida.com/jpn/investors/koukoku/

（ご注意）

1．株主様の住所変更、買い取り請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問い合わせください。株主名簿管理人（三菱ＵＦＪ信託銀行）でお取り扱いできませんのでご注意ください。

2．特別口座(*)に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱ＵＦＪ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、三菱ＵＦＪ信託銀行の証券代行部にお問い合わせください。なお、三菱ＵＦＪ信託銀行全国各支店でもお取次いたします。

(*) 株券電子化前に「ほふり」（株式会社証券保管振替機構）に預託されていなかった株主様の株式は、当社が株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行に「特別口座」を開設して記録、管理しております。

3．未受領の配当金につきましては、三菱ＵＦＪ信託銀行本支店でお支払いいたします。

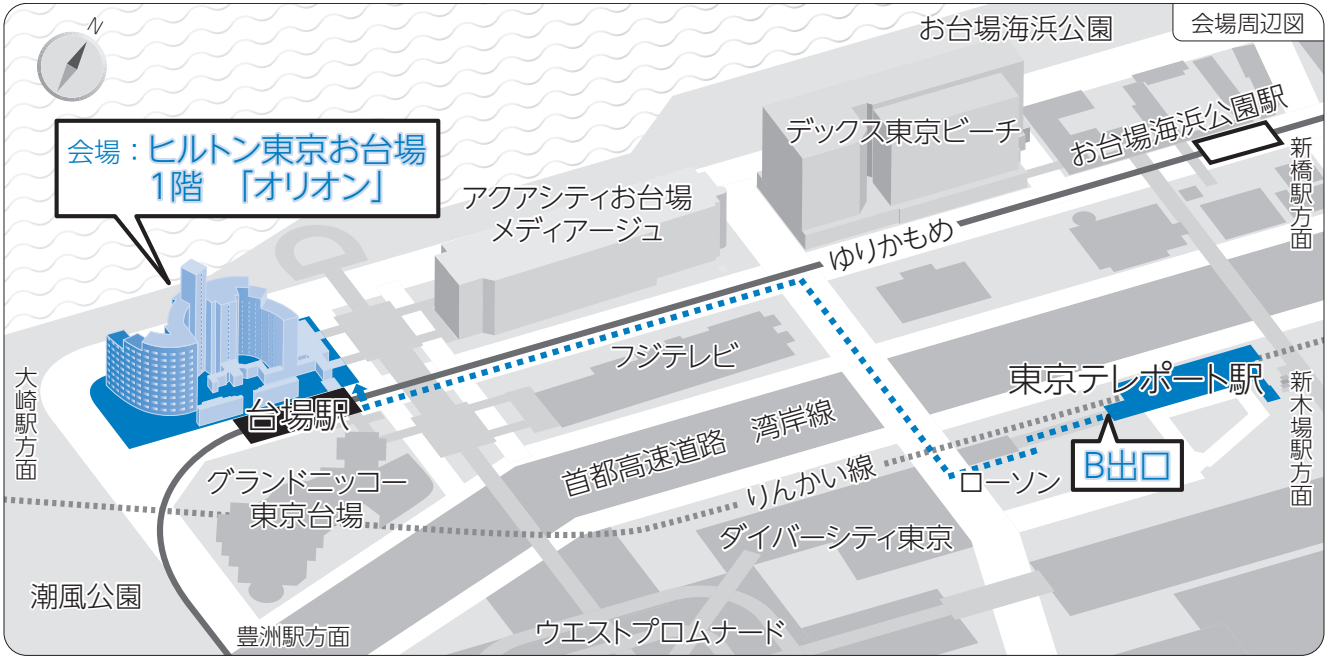
メ　モ

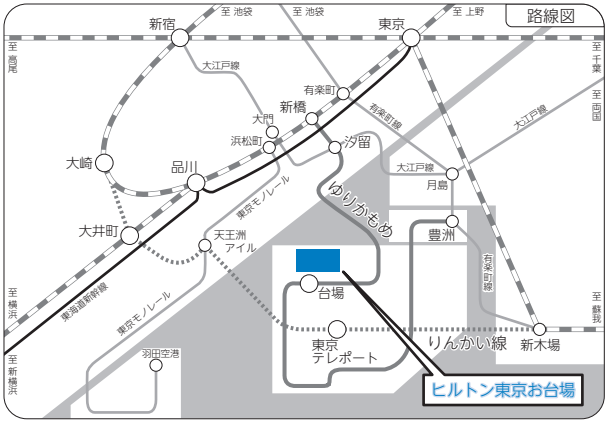
メ　モ

メ　モ

定時株主総会会場 ご案内図

会　場　東京都港区台場一丁目９番１号
ヒルトン東京お台場　１階「オリオン」
TEL (03) 5500－5500





最寄駅

ゆりかもめ 台場駅より徒歩 約１分
りんかい線 東京テレポート駅より徒歩 約15分

路線バス　路線バスもご利用いただけます。
お台場レインボーバス（田町駅東口または品川駅港南口（東口）→ヒルトン東京お台場）
（所要時間20分から25分前後）

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

本年より、株主総会当日にお配りしておりましたお土産は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。